

# 規制改革推進に関する中間答申

令和6年12月25日

規制改革推進会議

I	本中間答申について	3
II	各個別分野における実施事項	4
	<b>I. 地方創生</b>	5
ア	膨大な所有者不明土地等の有効活用（農地集約、工場建設等）	5
イ	ロボット農機の公道走行制度化（圃場間移動等を通じた地域での活用）	6
ウ	公金収納を行うコンビニエンスストア等の紙控えの保管廃止	7
エ	地域におけるオンライン診療の更なる普及及び円滑化	8
オ	利用者起点に立った一般用医薬品の適正な販売区分及び販売方法	11
カ	濫用等のおそれのある一般用医薬品の販売規制等の適正化	14
キ	要指導医薬品の販売区分、販売方法及び服薬指導方法の見直し	16
ク	認可保育所における付加的サービスの円滑化	18
ケ	自家用車活用事業等のモニタリング・検証・評価、タクシー事業者以外の者が行うライドシェア事業に係る法制度を含めた事業の在り方の議論	21
	<b>II. 賃金向上、人手不足対応</b>	23
ア	時間単位の年次有給休暇制度の見直し	23
イ	高卒就職者に対する求人情報の直接提供・公開時期の前倒し等	23
ウ	1号特定技能外国人とのオンラインによる面談の活用	25
エ	障害福祉分野における申請・届出等に関する手続負担の軽減	25
オ	法定後見制度の課題と見直し	27
カ	自動車保有関係手続のDX	29
キ	地球温暖化対策報告の項目等に係る統一	30
ク	ロボット農機の公道走行制度化（圃場間移動等を通じた地域での活用）（再掲）	30
	<b>III. 投資大国</b>	32
ア	医療等データの利活用法制等の整備	32
イ	政府が調達するクラウドサービスにおけるスタートアップ等の参入促進（セキュリティ評価制度（ISMAP）等の見直し）	36
ウ	無人航空機（ドローン）の更なる活用・普及に向けた環境整備	38
エ	バーチャルオンリー株主総会の活用に向けた環境整備	39
オ	バーチャルオンリー社債権者集会の実現	40
カ	従業員等に対する株式報酬の無償交付を可能とする会社法の見直し	41
キ	株式対価M&Aの活性化に向けた会社法の見直し	41
ク	賃金のデジタル払いの社会実装促進によるキャッシュレス決済の拡大	42
ケ	大容量の水素ガス運搬トレーラの国内導入	43
コ	可搬式水素ガス容器への圧縮水素の充填に係るルール整備	44

サ	造船所岸壁等に設置される船舶用水素スタンドに関する技術基準の策定 .....	44
シ	舢（はしけ）における船舶用水素スタンドに関する技術基準の策定.....	44
ス	船舶の燃料用水素ガス容器に関する技術基準の策定 .....	45
セ	船舶の燃料用水素ガス容器の検査 .....	45
<b>IV.</b>	<b>防災・減災</b> .....	46
ア	災害時等におけるキッチンカーによる迅速なサービスの提供 .....	46
イ	未登記建物の解消（がれき撤去等の迅速化） .....	46
ウ	膨大な所有者不明土地等の有効活用（農地集約、工場建設等）（再掲） .....	47
エ	地域におけるオンライン診療の更なる普及及び円滑化（再掲） .....	49
オ	無人航空機（ドローン）の更なる活用・普及に向けた環境整備（再掲） .....	52

## 規制改革推進に関する中間答申

令和6年12月25日

### I 本中間答申について

我が国経済は、四半世紀にわたり続いたコストカット型経済から、高付加価値創出型経済へと移行する大きなチャンスを迎えている。名目600兆円超のGDP、名目100兆円超の設備投資、33年ぶりの高い水準となった賃上げ率など、各種の経済指標は、成長の分配の好循環が動き始めていることを示唆している。

一方で、人口減少・少子高齢化という我が国経済社会が抱える構造的な問題は、今後、一層本格的に影響を及ぼすものと見込まれる。足下においても、企業の人手不足感は、非製造業や中小企業を中心に歴史的な水準にまで高まっている。こうした人手不足感の高まりは、コロナ禍から平時へと移行し、急速に拡大するインバウンドを含め、経済活動が活発化する中で生じている側面もあるが、より根本的には、1995年をピークに生産年齢人口が減少に転じ、総人口も2008年をピークに頭打ちとなった後、2011年以降一貫して減少するなど、過去四半世紀以上にわたり、労働供給の制約が強まってきた中で生じているものである。

我が国の生産年齢人口は、2050年までに3割弱、約2,000万人が減少する見込みである。男性の約4分の1、女性の約2分の1が90歳以上まで生きようになるなど長寿化が進む一方、出生数・出生率の低下が想定を上回るペースで進んでおり、少子高齢化は一層深刻さを増すと考えられる。こうした中で、マクロ的な経済の需給バランスは、今後、需要不足から供給制約の局面に入るとみられ、供給面の制約が、経済の成長力の桎梏となる懸念が高まっている。とりわけ、既に少子高齢化が著しい地方において、その影響は甚大であろう。買物、医療・福祉、交通など、日常生活に不可欠なサービスの維持が困難な地域が顕在化し、深刻化することが想定される。

地方こそ成長の主役であり、地方創生なくして、我が国経済の自律的かつ持続的な成長はあり得ない。このため、デジタル・新技術も最大限活用し、地方がもつ潜在力を最大限に引き出すことが重要である。また、人手不足対応をはじめとする経済の供給力向上によって、中長期的な生産性を高め、成長力を強化し、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」を実現する必要がある。

以上のような問題意識の下、規制改革推進会議（「会議」という。）では、地域の人々や企業の活動の前提となる規制・制度について、時代や環境の変化、技術の進歩に応じて不断に見直し、イノベーションを生み出す環境を整える改革を実現すべく、検討・審議を行っている。

今期は、令和6年9月2日及び11月12日に会議を開催し、また、9月から12月までの間に計18回のワーキング・グループを開催し、審議を積み重ねてきた。本中間答申は、その間に取り組んできた規制改革項目について、審議の結果を中間的に取りまとめることにより、来夏の答申に向けた検討・具体化を加速化させるものである。

## II 各個別分野における実施事項

本項では、会議の5つの重点分野（「地域産業活性化」、「健康・医療・介護」、「働き方・人への投資」、「スタートアップ・DX・GX」及び「公共」）ごとにワーキング・グループを開催し、検討してきた内容について、

- I. 地方創生
- II. 賃金向上、人手不足対応
- III. 投資大国
- IV. 防災・減災

の4つの横断的取組に整理した上、審議の結果を取りまとめる。

なお、以下の記述について、実施事項（実施時期（【a, b, c・・・】）が記載されている事項）については、規制所管府省と事務局（内閣府規制改革推進室）の間で、措置内容及び期限について合意した事項である。

## I. 地方創生

### ア 膨大な所有者不明土地等の有効活用（農地集約、工場建設等）

不動産登記簿上の所有者（以下「登記名義人」という。）の死亡や取引時の登記未了により、現所有者の氏名又は名称やそれらの所在が直ちに確認できない土地（以下「所有者不明土地」という。）が国土の約4分の1に上るとの調査も存在し、市街地の活用、農地の集約による農業の生産性向上、道路整備、医療・社会福祉施設や教育文化施設など各種の都市施設、工場等の建設・拡張、災害復興などのため、これら所有者不明土地を利用しようとしても、当該利用希望者は登記名義人の相続人など現所有者を住民票・戸籍等から探索する必要があり、多くの時間を要するため、土地の流動性を著しく下げていること、地域産業活性化の支障となっていることを踏まえ、以下の措置を講ずる。

【a：令和6年度措置、b：令和7年度検討開始、結論を得次第速やかに措置、  
c, e：令和7年度結論、結論を得次第速やかに措置、  
d：令和7年度以降継続的に措置】

- a 法務省は、長期相続登記等未了土地解消事業（所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）第44条に規定するもの。以下「解消事業」という。）について、その要件である「起業者その他の公共の利益となる事業」には、国・地方公共団体や独立行政法人・地方独立行政法人等が実施する事業以外であっても、法律上の根拠がある事業、すなわち法律にその事業が直接に規定されていなくても、条例、補助金交付要綱等を含む公的な根拠がある事業であり、公共性の高いものが該当することから、民間事業者からの要望をより受け入れやすくするよう、例えば、①国や地方公共団体の補助金・助成金等を受けて民間事業者が実施する一定の事業（半導体その他の国又は地方公共団体等が支援を行う工場の建設・拡張、市街地の活用、道路整備、都市施設等の建設・拡張等）、②公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）、特定非営利活動促進法（平成10年3月25日法律第7号）に基づいて法人が実施する公益事業、③耕作放棄地を活用しようとする事業、農林水産業のための事業又は地域の農地を集約し農業の生産性を向上させようとする事業等が、条例、補助金交付要綱等を含む公的な根拠があり、公共性が認められる事業であれば、「起業者その他の公共の利益となる事業」に該当し得ることを明確化し、周知する。あわせて、解消事業に選定されるための法務局に対する所有者探索の申出に当たっては、国又は地方公共団体からの申出による方法のみではなく、①～③それぞれの実施主体から補助金交付決定その他公益性を確認できる事実を証する資料提出等とともに、直接申し出ることでも足りることとする。
- b 法務省は、解消事業の対象が所有権の登記名義人の死亡後10年以上経過している場合に限定されていることを踏まえ、国・地方公共団体や独立行

政法人・地方独立行政法人等が実施する事業及び、a①～③に該当するもの  
に関し、死亡後の経過年数が10年未満の土地であっても公共の利益となる  
事業の実施を円滑化する方策について、限られた予算・人員を効率的・効果  
的に活用する観点にも留意しつつ、制度の見直しも含めて検討し、結論を  
得次第、所要の措置を講ずる。

- c 法務省は、戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条の2第3項の士業者  
が顧客から依頼を受けて、職務として、不動産の所有者やその所在地の探  
索を行う場合において、必要な戸籍証明書等を当該地方公共団体に対して、  
当該地方公共団体窓口に行くことなくオンラインでの請求を可能とするこ  
とにより、交付を迅速に受けることが可能となるため、他の行政手続にお  
ける対応も参考に不正請求の防止策を含めて新たなシステム構築の支援等、  
具体的検討を行い、結論を得次第、市区町村及び士業者団体と連携して、所  
要の措置を講ずる。
- d 法務省は、所有者不明土地を早期に解消する観点から、相続登記の義務化  
や手続の簡素化・合理化等所管する制度の効果分析・評価を行う。また、効  
果分析・評価の結果を踏まえ、必要に応じて、所管する制度の見直しを行  
う。
- e 法務省は、現所有者の氏名又は名称やその所在が直ちに確認できない所有  
者不明建物について、建物は土地と異なり、一般的に取壊しや老朽化によ  
り滅失するものとされている一方で、構造によっては長寿命化しており、  
現に、国内の住宅総数に占める空き家数が上昇している、との指摘を踏ま  
え、解消事業やc,dの対象として、限られた予算・人員を効率的・効果的  
に活用する観点にも留意しつつ、耐用年数の長い建物や長期間空き家状態  
が続いている建物で、優先度の高い所有者不明建物についても適用するこ  
とを検討し、結論を得次第、所要の措置を講ずる。

## イ ロボット農機の公道走行制度化（圃場間移動等を通じた地域での活用）

高齢化及び生産年齢人口の減少が更に進み、今後20年間で基幹的農業従事  
者が75%減少することが見込まれる中、ロボット農機（ロボット技術を組み  
込んで製造され、農作業に用いることを目的に使用者が遠隔監視しながら無  
人で自動走行する車両系の農業機械をいう。以下同じ。）の早期の社会実装は、  
農業の省人化、生産性向上に不可欠である。このため、現在、圃場内等に限っ  
て走行が可能とされているロボット農機について、農道や公道でも走行を可  
能とするため、以下の措置を講ずる。

【a：令和6年度以降継続的に措置、

b：令和6年度措置、

c：令和6年度措置、

d（前段）：令和7年度措置、（後段）：令和8年上期措置】

- a 農林水産省は、その実施したロボット農機の実証事業の結果を踏まえ、「農業機械の自動走行に関する安全性確保ガイドライン」（平成 29 年 3 月 31 日農林水産省生産局長通知）について、公道走行の実現を見据えた改定を行うとともに、警察庁及び国土交通省の求めに応じ、実証事業の結果の報告その他 b、c、d のために必要となる協力を行う。
- b 国土交通省は、ロボット農機の公道走行が可能となるよう、必要に応じて、関係事業者等にヒアリングを行った上で、自動運行装置を備えることができる自動車として大型特殊自動車及び小型特殊自動車を追加する旨の「道路運送車両の保安基準」（昭和 26 年運輸省令第 67 号）の改正その他所要の措置を講ずる。
- c 警察庁は、「自動運転の公道実証実験に係る道路使用許可基準」等により、警察署長の道路使用許可を得て公道実証実験が可能となっていることについて、関係者に周知するとともに、農業の生産性向上の要請にも最大限配慮しつつ、交通の安全と円滑を両立する公道実証実験が可能となるよう適切な道路使用許可の運用を行うことについて、都道府県警察を指導する。
- d 警察庁は、ロボット農機が自動車に該当する場合には、b の措置を前提として都道府県公安委員会の特定自動運行の許可を得て、また、遠隔操作型小型車に該当する場合には都道府県公安委員会への届出を行うことにより、圃場間移動及び格納庫から圃場までの公道移動を含む公道での走行が可能であることを明確化するとともに、農業の生産性向上の要請にも最大限配慮する観点から、圃場間移動については、交通量が極めて少ないことが一般的である農道の短時間での横断等にとどまる場合があることを踏まえ、農家等が、地域においてロボット農機を最小限の負担で円滑に活用できる制度の運用を確保する。

## ウ 公金収納を行うコンビニエンスストア等の紙控えの保管廃止

【a：令和 7 年検討、措置、

b：令和 7 年検討、令和 7 年以降 a の検討結果を踏まえて速やかに措置】

- a 総務省は、地方公共団体がコンビニエンスストア等の事業者（以下「コンビニエンスストア等」という。）に対し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に基づく公金収納事務を委託する場合において、収納事務が適正に行われていることを確認するために行う検査等のため、その委託契約等において当該コンビニエンスストア等に紙の取扱控えの保管を求めることによって、その保管に係る業務負担やコストを生じさせ、生産性向上を阻害していることを踏まえ、当該委託契約等の在り方について、①取扱控えの電磁的保存及び②デジタル技術を利用して公金収納事務に関する検査の適正性を従来同様に確保する手法の検討を行い、その結果が盛り込まれた標準



的なコンビニエンスストア等との委託契約書が地方公共団体において利用されるよう、所要の措置を講ずる。

その際、当該標準的な契約書の内容とは異なる地方公共団体ごとの契約内容の差異（ローカルルール）により、広域的な経済活動を行うコンビニエンスストア等の業務効率化が妨げられることなく、全国で統一的な対応を確保できるように、関係業界団体における上記①、②及び標準的な契約書に関する検討の結果について、地方公共団体等に意見聴取し、地方自治法令等の問題がないことを確認する。

- b 国税庁は、国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）に基づく国税の納付に係るコンビニエンスストア等への委託について、コンビニエンスストア各社、収納代行業者の意見や a の標準的な契約書を踏まえ、a の検討・措置内容との整合性を取るよう当該委託契約の内容を見直す。

## エ 地域におけるオンライン診療の更なる普及及び円滑化

- 【a：令和 6 年度検討開始、法令上の措置施行までに結論、結論を得次第速やかに措置、
- b：令和 6 年度検討開始、a の法令上の措置施行までに結論、結論を得次第速やかに措置、
- c：令和 7 年度検討・結論・措置、
- d：令和 7 年度開始、令和 9 年度まで継続的に措置】

我が国におけるオンライン診療は、医師、患者双方にとって、対面診療（外来診療、入院診療及び在宅診療）とは異なる新たな診療形態の選択肢として、医事法制の解釈運用により、機動的かつ柔軟にその実施が図られてきた。他方、例えば、人口減少、高齢化、医師不足等を背景に医療提供体制の維持に苦慮している地域や、働く人々の受診可能な時間と医療機関の開院時間のミスマッチが生じている地域、災害の発生した地域等、多種多様な現場がある中においては、現行の医事法制の解釈運用では限界があることなどを踏まえ、医事法制にオンライン診療を位置付け、その運用基準等を明確化することなどが必要である。その際、オンライン診療が現場の医師、患者双方の合意の下で医療の安全性を確保しつつ実施されることを前提として、現行の解釈運用に至った経緯や現場の運用実態を十分踏まえつつ、実際に現場のオンライン診療の取組が普及及び円滑化し、患者に恩恵がもたらされるよう、課題解決を図ることが重要である。

上記を踏まえ、地域におけるオンライン診療の更なる普及及び円滑化のため、患者・利用者本位の立場から、以下の措置を講ずる。

- a 厚生労働省は、例えば、オンライン診療専用車両等（オンライン診療専用ブースを含む。以下同じ。）の活用において、現行の医事法制の解釈運用では、診療の回数・場所の制限や事前届出等の手続負担があるなどの指摘を

踏まえ、オンライン診療専用車両等の活用を円滑化し、適切な活用の推進を図るため、以下の事項を含め、医事法制上の位置付けの明確化並びに解釈運用の更なる明確化及び見直しについて検討し、所要の措置を講ずる。

- ・「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（平成30年3月（令和5年3月一部改訂）、厚生労働省。以下「オンライン診療指針」という。）等、現行の解釈運用のうちオンライン診療の更なる普及のために必要なものを制度化すること。具体的には、医療法（昭和23年法律第205号）にオンライン診療の総体的な規定（オンライン診療の定義、オンライン診療を行う医療機関の届出義務、オンライン診療を行う際に遵守する基準（以下「オンライン診療基準」という。）、医療機関の管理者が講ずべき措置に関する実施基準、特定オンライン診療受診施設の定義、特定オンライン診療受診施設の設置者の届出義務、特定オンライン診療受診施設の運営者、オンライン診療を行う医療機関の管理者の特定オンライン診療受診施設の運営者に対するオンライン診療基準への適合性の確認義務等に関する規定）を設けること。
- ・現行のオンライン診療指針におけるオンライン診療の提供及び提供体制に関する事項については、既存法制との整合性を図りつつ、同内容を医療法令に規定するとともに、オンライン診療指針の在り方について整理し、明確化等を行うこと。その際、①現行のオンライン診療指針上、患者が看護師等といる場合のオンライン診療（以下「D to P with N」という。）において診療の補助行為を行うことは可能とされていること、②オンライン診療専用車両を活用する際にD to P with Nの形でも行われること、③特に離島や山間地などの医療アクセスが限られた地域等の患者に必要な医療を提供する観点から、特定オンライン診療受診施設において、看護師等による診療の補助行為を可能とするべきとの指摘があること等を踏まえ、特定オンライン診療受診施設における看護師等による診療の補助行為の実施可否の検討（実施可能な診療の補助行為の内容についての検討を含む。）を行うこと。また、急変時の体制確保において事前に関係医療機関との合意を行うことについては、少なくとも現行のオンライン診療指針と同様に、離島など、急変時の対応を速やかに行うことが困難となると想定される場合とすること。
- ・特定オンライン診療受診施設について、「保険医療機関及び保険医療養担当規則」（昭和32年厚生省令第15号）及び「保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則」（昭和32年厚生省令第16号）との関係について整理し、明確にすること。
- ・特定オンライン診療受診施設の届出事項について、例えば、診療する医師名、診療時間などの過度な届出事項はオンライン診療専用車両等の機動

的な活用の制約となるとの指摘があることを踏まえ、連携する医療機関名などの必要最低限のものとする。

- ・特定オンライン診療受診施設の届出様式及び必要書類について、不適切なローカルルールを防止し、事務手続の負担軽減を図る観点から、合理的な標準様式及び必要書類（以下「標準様式等」という。）を作成し、全国一律で当該標準様式等を用いて手続等を行うこととするための所要の措置を講ずること。
  - ・特定オンライン診療受診施設においては、オンライン診療の実施の責任はオンライン診療を行う医療機関の医師が負うものであり、特定オンライン診療受診施設の開設者及び運営者は、いわばオンライン診療を受診する場所を提供する又は管理する立場に過ぎないことから、医療機関又は医療従事者であること等の要件を設定しないこと。
  - ・特定オンライン診療受診施設の運営者については、当該施設に常駐する必要はなく、遠隔での運営・管理を可能とする必要があり、当該業務に専任する必要はなく、複数の当該施設等の運営・管理業務等の兼務を可能とする必要があるなどの指摘があることを踏まえ、当該施設の性質に鑑み、当該施設における常駐の要否、遠隔での運営・管理の可否、当該業務の専任の要否、兼務の可否等について明確にすること。
  - ・特定オンライン診療受診施設の構造基準等について、現行のオンライン診療指針も踏まえ、プライバシー保護、衛生管理、情報セキュリティを含む良好な通信環境の確保等の必要最低限の要件とすること。
  - ・特定オンライン診療受診施設の開設者及び運営者に対する設置届出先の都道府県からの指導監督の具体的な基準及び内容について、患者の安全確保やオンライン診療及びオンライン診療受診の円滑化といった趣旨を踏まえ、明確にすること。
- b 厚生労働省は、オンライン診療のための医師非常駐の診療所を開設可能とする旨の医療法の運用（令和6年1月16日厚生労働省医政局総務課長通知）における診療所の開設基準及び医療法（その政省令、通知、事務連絡等を含む。）における「居宅等」の解釈について不明確な場合があるとの指摘があることを踏まえ、オンライン診療専用車両等の活用を円滑にするため、以下の事項を含め、解釈運用の更なる明確化及び見直しについて検討し、結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。
- ・オンライン診療のための医師非常駐の診療所の開設基準について、面積基準は不要であることを明らかにした上で、その開設の届出様式及び必要書類について、不適切なローカルルールを防止し、事務手続の負担軽減を図る観点から、合理的な標準様式等を示すこと。

- c 厚生労働省は、オンライン診療に係る診療報酬上の評価について、以下の指摘があることを踏まえ、明確化や見直しの要否を検討し、必要に応じて所要の措置を講ずる。
- ・ 現行のオンライン診療指針上、D to P with Nにおいて医師の指示による点滴、注射、血液検査、尿検査等の診療の補助行為を看護師等が行うことは可能とされているが、当該補助行為に係る診療報酬の算定方法に不明確な部分がある。
  - ・ 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料については、関連学会の指針においてオンライン診療での疾病管理の有効性・安全性を担保するために、診断、症状の改善及びC P A P（持続的気道陽圧）の使用状況の確認ができるまでは対面診療を実施することとされていることを踏まえ、オンライン診療を行う場合であっても、対面診療を併せて実施することを前提とした算定要件となっており、外来栄養食事指導料については対面とオンラインを組み合わせた指導計画策定が算定要件とされている。一方でこれらの算定要件は、オンライン診療の特性を十分に活かした活用が進まない一因となっている。
- d 厚生労働省は、オンライン診療は、巡回診療やオンライン診療のための医師非常駐の診療所などの現行法の解釈運用に加え、特定オンライン診療受診施設としての運用も可能となり、地域における多種多様なニーズに応える選択肢が増える一方、いずれの運用が適しているのかが必ずしも明確ではないことから、全国で実施されている事例を収集分析した上で、各制度運用に適した活用を具体的に示すことが必要との指摘があることを踏まえ、各制度運用の活用実態を継続的に情報収集し、具体的な事例を公表するなど、オンライン診療に関する情報発信・環境整備を行う。その際、診療所、自宅、職場、介護事業所、学校、オンライン診療専用車両、公民館、郵便局、交通施設（駅構内を含む。）等、具体的な場所の類型ごとの適した活用を具体的に示すこととする。

## オ 利用者起点に立った一般用医薬品の適正な販売区分及び販売方法

【a：令和7年1月までに結論、

b, d：令和6年度検討開始、令和8年度上期結論、結論を得次第速やかに措置、

c：令和7年度検討開始、令和8年度結論、

e：令和7年検討開始、令和8年度結論、結論を得次第速やかに措置】

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）上、一般用医薬品の販売に当たって薬剤師又は登録販売者（以下「有資格者」という。）に求められる対応について、

- ・ 一般用医薬品の販売区分、薬効分類及び個別の製品並びに当該薬効分類及

び個別の製品を使用しようとする者（購入しようとする者を含む。以下「消費者」という。）の特性ごとに、医薬品医療機器等法上、有資格者に求められる、消費者等に対する販売又は授与、情報提供及び確認の内容、具体的判断基準等が不明確であること

- ・有資格者による販売又は授与、情報提供及び確認の実施状況に対する監視及び実態把握は、現行の薬事監視、医薬品販売制度実態把握調査等では困難であり、実効性に疑問があること
- 等の指摘がある。

また、一般用医薬品（特に第二類医薬品、第三類医薬品）の製品によっては、製造販売後調査の後に販売区分を指定された後、販売区分の見直しの検討が行われる機会がない一方、副作用等報告件数が極めて少なく、かつ、重篤な副作用は報告されていないことから、指定されている販売区分と製品の実際の安全性リスクとに乖離があるとの指摘がある。

さらに、厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会において検討されている一般用医薬品の販売区分の一部統合（第二類医薬品と第三類医薬品との統合。以下同じ。）については、現行の一般用医薬品の販売区分は有資格者にとって製品の安全性リスクの程度が分かりやすい区分となっていること、販売区分の一部統合に対する消費者や販売現場からのニーズが乏しいこと等の指摘がある。

以上を踏まえ、消費者の安全確保、セルフメディケーションの推進及び医薬品へのアクセスの円滑化の観点から、利用者起点に立った一般用医薬品（医薬部外品を含む。）の適正な販売区分及び販売方法を実現するため、以下の措置を講ずる。

- a 厚生労働省は、一般用医薬品の販売区分の一部統合の要否について、bの措置を講じることなどを前提として、販売区分の一部統合を行わない方向で検討を進め、速やかに結論を得る。
- b 厚生労働省は、一般用医薬品を販売し、又は授与する場合に有資格者に求められる以下の事項等について、一般用医薬品の販売区分、薬効分類及び個別の製品並びに消費者の特性といった観点を踏まえて検討し、結論を得次第、速やかに指針の策定等の所要の措置を講ずる。その際、一般用医薬品のうち、消費者の特性に応じ、消費者等に対する情報提供や消費者等への確認の要否が不明確なものなどについて明確化するとともに、有資格者に求められる対応には消費者等に対する情報提供及び消費者等への確認を含まないことを含め、消費者等に対する情報提供や消費者等への確認との関係を明確化することとする。
  - ・有資格者に求められる対応（医薬品医療機器等法上、義務・努力義務として有資格者に対応が求められるものに限る。以下同じ。）
  - ・消費者等への確認（当該確認については、医薬品医療機器等法上、第一

類医薬品を販売する場合は義務であり、第二類医薬品を販売する場合は努力義務であり、第三類医薬品を販売する場合は義務及び努力義務ではない。以下同じ。)

- ・消費者等に対する情報提供（当該情報提供については、医薬品医療機器等法上、第一類医薬品を販売する場合は義務であり、第二類医薬品を販売する場合は努力義務であり、第三類医薬品を販売する場合は義務及び努力義務ではない。以下同じ。）
- ・有資格者が販売可否の判断を行う一連の流れ
- ・消費者との応答事例

c 厚生労働省は、b の検討も踏まえつつ、消費者の一般用医薬品の適正使用を促進する観点から、使用上の注意など消費者に提供すべき情報について、製品の包装等への消費者の目につきやすい記載により消費者への情報提供を可能とする方策についてその要否を含めて検討し、結論を得る。

d 厚生労働省は、b の検討結果を踏まえ、有資格者による、一般用医薬品に関する消費者等への確認及び消費者等に対する情報提供を経た一般用医薬品の販売又は授与が実効的に行われることを確保するため、薬事監視、医薬品販売制度実態把握調査等において、有資格者による販売又は授与、情報提供及び確認の実施状況・内容の監視及び把握を適切に行う体制について検討し、結論を得次第、速やかに、「薬局、医薬品販売業等監視指導ガイドライン」（令和3年8月厚生労働省医薬・生活衛生局）の改正等の所要の措置を講ずる。

e 厚生労働省は、現行、第二類医薬品又は第三類医薬品に指定されている製品について、

- ・特に、第三類医薬品のうち、ビタミン剤、点眼薬、湿布薬、保湿クリーム、のど飴、うがい薬、整腸薬等といった人体に関する作用が緩和であると考えられるものについて、医薬部外品への移行のニーズがあること
- ・消費者が適正使用できるよう、包装等への消費者の目につきやすい記載により消費者へ提供される情報があること（cによるものを含む。）
- ・令和元年12月1日から令和5年3月31日までに製造販売業者から厚生労働省に報告（医薬品との因果関係が不明なものを含む。）のあった販売数1億箱当たりの副作用等報告数の年間平均（割合）について、第二類医薬品は41.1件（0.0000411%）、第三類医薬品は20.7件（0.0000207%）と副作用等報告件数が極めて少なく、かつ、重篤な副作用は報告されていないこと
- ・地域住民による主体的な健康の維持・増進を積極的に支援する観点から、一般用医薬品か医薬部外品かを問わず、消費者起点の相談対応（購買相談を含む。）が有資格者に期待されていること

等を踏まえ、まずは、第三類医薬品において、うがい薬、洗眼薬等といった

人体に対する作用が緩和であると考えられるものについて、消費者及び小売業者の意見も踏まえ、第三類医薬品の製造販売業者から求めのあるものについて、必要な評価を行い、薬理作用等からみて人体に対する作用が緩和であると判断できないものを除き、より安全性リスクの低い区分である医薬部外品への移行を検討し、結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。

## カ 濫用等のおそれのある一般用医薬品の販売規制等の適正化

【a, b : 令和7年結論、結論を得次第速やかに措置、  
c, d : 令和6年度検討開始、令和7年度上期結論、結論を得次第速やかに措置、  
e : (前段) 令和7年度開始、令和9年度まで継続的に措置、  
(後段) 令和7年度検討開始、法令上の措置施行後2年以内結論、  
結論を得次第速やかに措置】

近年、若年者を中心に、濫用等のおそれのある医薬品（「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十五条の二の規定に基づき濫用等のおそれのあるものとして厚生労働大臣が指定する医薬品」（平成26年厚生労働省告示第252号。以下「指定告示」という。）により指定するものをいう。以下「指定成分」という。）を始めとする医薬品の濫用が社会問題化しているが、現行の医薬品販売規制（濫用等のおそれのある医薬品の販売に当たっては、若年者の氏名・年齢の確認を行うことなど。）では十分とはいえない状況である。

濫用の背景には若年者等が抱く社会的不安等があるとの指摘や、販売規制のみでは必要十分な濫用防止策にはなり得ず、濫用の実態の把握を行い、当該実態等を踏まえた製品の表示及び仕様の変更並びに成分の見直し、濫用の実態が顕著な地域等に特化した対策、支援団体の紹介など濫用脱却のための自殺対策、孤独・孤立対策等、総合的な対策が必要であるとの指摘がある。

また、過去5年間の厚生労働省の各種調査研究報告書によると、濫用等のおそれのある医薬品の使用者の約99%は適正使用者であり、かつ、実際に濫用に用いられていると報告がある一般用医薬品の製品数（指定成分を含有する製品に限る。）は20～30程度であるのに対し、指定成分を含有する一般用医薬品の製品数が1,350程度（令和6年11月時点）の約2%程度である。

上記を踏まえると、実際に若年者等の濫用防止や濫用脱却といった問題解決を図ることを含め、消費者の安全確保、セルフメディケーションの推進及び医薬品へのアクセスの円滑化の観点から、少なくとも販売規制としては、実際の濫用者や濫用されている成分・製品を特定し、そのデータ等を踏まえた濫用リスクに応じ、濫用リスクが高い人・成分・製品等に集中徹底した実効性のある対策が必要である。あわせて、これまで、濫用リスクの高い成分や製品が変化してきた実態も踏まえ、濫用の実態や販売規制の効果を適時適切に把握しつつ、より効果的な対策に随時見直していく必要がある。

以上の考え方にに基づき、以下の措置を講ずる。

- a 厚生労働省は、一般用医薬品の濫用実態、依存性等の調査を定期的に行った上で、薬事審議会に定期的に報告するとともに、濫用実態、薬理作用、依存性等を踏まえ、十分な根拠があると認められる場合には、薬事審議会の意見を聴いた上で、指定成分の見直しを行うことについて検討し、結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。
- b 厚生労働省は、指定成分を含む一般用医薬品について、適正使用者の医薬品へのアクセスにも配慮しつつ、以下の措置を検討し、結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。
  - ・販売個数・容量の制限、販売時の記録の作成・保存（販売記録の保管の取扱い等が困難な場合は除く。）、販売時の記録を参照した販売可否の判断基準の明確化、購入者の手の届かない場所への陳列（当該製品の保管場所の確保等が困難な場合は除く。）など、薬事監視等において当該義務等の履行状況が確実に確認でき、頻回購入防止並びに薬剤師及び登録販売者（以下「有資格者」という。）に求められる情報提供の実効性が確保される対策について検討し、結論を得次第、速やかに法令上の措置を講ずる。その際、インターネット等を利用した特定販売（薬局又は店舗におけるその薬局又は店舗以外の場所にいる者に対する一般用医薬品等の販売又は授与）については、①医薬品アクセスが円滑でない地域の住民など、一般用医薬品へのアクセスについて誰ひとり取り残さないようにすることが重要であること、②政府全体としてデジタル原則に基づいて対面規制の見直しが横断的に進められていることを踏まえるものとする。また、販売個数・容量の制限については、成分、薬効群、製品ごとに科学的知見（一回の使用期間や添付文書の使用上の注意等の記載を含む。）及び濫用実態も踏まえ、個別に検討し、制限するものとする。
- c 厚生労働省は、一般用医薬品の濫用を防止しつつ、消費者の一般用医薬品の適正使用を促進する観点から、指定成分を含む一般用医薬品について、当該医薬品の外箱に注意喚起等を表示するなど消費者への情報提供を可能とする方策について検討し、結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。
- d 厚生労働省は、指定成分を含む一般用医薬品について、有資格者が消費者に提供すべき情報について、頻回・大量購入等のデータに基づき、濫用リスクの高い者に対する濫用防止等のための支援に関する情報提供など、有資格者に求められる濫用リスクの高い者に対する情報提供及び濫用リスクの高い者への確認の具体的内容・判断基準等（成分、製品及び濫用リスクの高い者の特性ごと）について検討し、結論を得次第、速やかに所要の措置を講じる。その際、濫用リスクの高い者に対する情報提供及び濫用リスクの高い者への確認について、その効果検証が可能であって、かつ、実際の濫用防止や濫用脱却に効果的なものとなるよう検討する。



- e 厚生労働省は、指定成分について、①欧米では一般用医薬品（処方箋不要な医薬品）として承認されていないこと、②医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）の改正等による、濫用等のおそれのある医薬品販売の新たな制度施行後の濫用実態、実施状況等を踏まえ、以下の措置を講ずる。
  - ・ 当該製品に着目した対策、濫用の実態が顕著な地域等に特化した対策等、製造販売事業者、販売業者、行政等の関係者が連携した自主的な取組を促進する。
  - ・ 欧米における当該成分に関する制度及びその運用（販売区分の見直しを含む。）の状況、一般用医薬品等の濫用実態、依存性等の調査を行った上で、薬事審議会に報告するとともに、濫用実態、薬理作用、依存性等を踏まえ、十分な根拠があると認められる場合には、薬事審議会の意見を聴いた上で、販売区分の変更等（医療用医薬品への見直しを含む。）を行う。

#### キ 要指導医薬品の販売区分、販売方法及び服薬指導方法の見直し

- 【a：令和 7 年 1 月までに結論、結論を得次第速やかに措置、  
 b：（上段）令和 7 年 1 月までに結論、結論を得次第速やかに措置、  
 （中段）法令上の措置施行までに検討・結論、結論を得次第速やかに措置、  
 （下段）法令上の措置施行後 3 年以内検討、最初の判断の日から 2 年以内に結論、  
 c：（上段）令和 7 年 1 月までに結論、結論を得次第速やかに措置、  
 （中段）令和 7 年検討開始、法令上の措置施行後 2 年以内結論、  
 結論を得次第速やかに措置、  
 （下段）法令上の措置施行後 3 年以内検討、最初の判断の日から 2 年以内に結論、  
 d：（前段）令和 7 年 1 月までに結論、結論を得次第速やかに措置、  
 （後段）法令上の措置施行までに検討・結論、結論を得次第速やかに措置】

- a 厚生労働省は、医療用医薬品についてはオンライン服薬指導が既に可能とされていること、政府全体としてデジタル原則に基づいて対面規制の見直しが分野横断的に進められていること等を踏まえ、全ての要指導医薬品について、その販売方法が対面によるかオンラインによるかを問わず、薬剤師の判断に基づき、オンライン服薬指導を可能とすることを検討し、結論を得次第、所要の措置を講ずる。
- b 厚生労働省は、その調査研究報告及び医薬品販売制度実態把握調査結果によると要指導医薬品を取り扱わない薬局・店舗が 4 割程度と多い現状に鑑み、消費者の安全確保や要指導医薬品へのアクセスの円滑化の観点から、要指導医薬品について、オンライン服薬指導による必要な情報提供等を行った上でオンラインによる販売（以下「オンライン販売」という。）を原則として可能とすることを検討し、結論を得次第、速やかに所要の措置を

講ずる。その際、現時点でオンライン販売を不可とする例外に該当し得ると考えられるのは、スイッチOTC化後の転売・不正使用の防止のためには我が国においてオンライン販売を不可とすることが適切であるとの指摘があり、スイッチOTC化が進まない、緊急避妊薬のみであることなどを踏まえ、当面、当該例外は薬剤師の面前で直ちに服薬する必要がある要指導医薬品（例えば、緊急避妊薬。以下同じ。）に限ることとする。

また、厚生労働省は、定期的な再検討が行われずにオンライン販売が継続的に不可とされることがないように、オンライン販売を不可とする要指導医薬品について、定期的に、適切なデータを収集し、オンライン販売に当たっての課題整理を行った上で、オンライン販売の可否を改めて検討し、結論を得て、必要に応じ、オンライン販売を可能とする仕組みを設けることについて検討し、結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。

さらに、厚生労働省は、薬剤師の面前で直ちに服薬する必要がある要指導医薬品のほか、厚生労働省がオンライン販売を不可とする要指導医薬品を新たに設ける場合には、その判断時に具体的な理由を明らかにし、公表するとともに、当該要指導医薬品に対する判断を他の要指導医薬品に共通して合理的に適用可能となる基準の作成についてその可否を含め検討を行い、当該最初の判断の日から2年以内に結論を得る。

- c 厚生労働省は、スイッチOTC医薬品が要指導医薬品として3年間取り扱われた後、例外なく、一般用医薬品に移行しインターネット等を利用した特定販売（薬局又は店舗におけるその薬局又は店舗以外の場所にいる者に対する一般用医薬品等の販売又は授与）が可能となる現行制度について、スイッチOTC医薬品の製造販売の承認時などに、要指導医薬品として3年間を経過した後も一般用医薬品に移行せず、要指導医薬品に指定し続けることを可能とする制度を新たに設けることについて、その要否を含め検討し、結論を得て、必要に応じ、所要の措置を講ずる。その際、当該新制度は以下の①及び②を含むものとする方向で検討する。

①要指導医薬品として承認する際に一般用医薬品に移行しないことを判断する場合には、当面、消費者の安全の適切な確保及び転売・不正使用の防止の観点から、薬剤師の面前で当該要指導医薬品の購入者が直ちに服薬する必要がある医薬品に限定すること。

②医薬品の製造販売後調査を踏まえて一般用医薬品に移行しないことを可能とする場合は、薬剤師によるインターネット等を用いた情報提供等（オンライン服薬指導による情報提供等を除く。）では当該医薬品の適正な使用が確保できないとの相当の懸念が存在し、かつ、薬事審議会の意見を聴いた上で、要指導医薬品に指定し続けるべきものとして指定するものに限定すること。

また、厚生労働省は、定期的な再検討が行われずに要指導医薬品に継続的に指定されることがないように、要指導医薬品に指定し続ける要指導医薬品について、定期的に、適切なデータを収集し、販売区分の変更に当たっての課題整理を行った上で、指定を継続することの要否を改めて検討し、結論を得て、必要に応じ、販売区分の変更を行う仕組みを設けることについて検討し、結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。

さらに、厚生労働省は、薬剤師の面前で直ちに服薬する必要がある要指導医薬品のほか、厚生労働省が要指導医薬品に指定し続ける要指導医薬品を新たに設ける場合には、その判断時に具体的な理由を明らかにし、公表するとともに、当該要指導医薬品に対する判断を他の要指導医薬品に共通して合理的に適用可能となる基準の作成についてその可否を含め検討を行い、当該判断を最初に行った日から2年以内に結論を得る。

- d 厚生労働省は、消費者の安全確保及び医薬品へのアクセスの円滑化の観点から、個別の一般用医薬品について、製造販売後調査その他の客観的なデータ等に基づき、随時、適切なリスク評価を行い、その結果に基づき、販売区分の変更（一般用医薬品から要指導医薬品への区分変更を含む。以下同じ。）を可能とする新たな仕組みを設けることについて、検討し、結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。

また、厚生労働省は、第一類医薬品（第二医薬品又は第三類医薬品から第一類医薬品に区分変更されたものを含む。）について、定期的な再検討が行われずに第一類医薬品に継続的に指定されることがないように、第一類医薬品への区分指定時から定期的に販売区分の変更の要否を改めて検討し、結論を得て、必要に応じ、販売区分の変更を行う等の仕組みを設けることについて検討し、結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。

## ク 認可保育所における付加的サービスの円滑化

【a：令和6年度措置、

b：（前段）令和6年度措置、（後段）令和6年度着手、令和7年度措置、

c：令和7年度措置】

「規制改革推進に関する第2次答申（平成29年11月）」を踏まえ、平成29年12月、厚生労働省の事務連絡（「規制改革推進に関する第2次答申」を踏まえた具体的な留意事項等について（平成29年12月21日厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡）が発出され、子ども・子育て支援制度上、保育所等が行う、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）が示す基本原則を逸脱しない範囲での付加的保育について、保護者の同意が得られれば上乗せ徴収により実施することが可能である旨が明確化された。

しかしながら、認可保育所において付加的保育を上乗せ徴収により実施する場合、市町村（特別区を含む。以下同じ。）との協議を要し、かつ、体操、

体育、スポーツ、ダンス、音楽、絵画、造形、英語、文字、数等のプログラムが付加的保育として認められるかや、選択制による実施が認められるかが上記事務連絡で示されておらず、保育所保育指針が示す基本原則を逸脱しない範囲が不明確であること等の理由から、現状では、確認する限りにおいて、認めている市町村は少数であるとの指摘がある。また、現状では、選択制かどうかにかかわらず、付加的サービスを利用する児童の保護者と当該付加的サービスを提供する事業者との直接契約（以下「直接契約」という。）により実施する場合、当該契約内容を規制する保育関係法令上の根拠規定は無いが、確認する限りにおいて、実施を認める市町村が少数であるとの指摘がある。

こうした現状は、保育所利用率が50%を超え、かつ、長時間保育が多い中、また、保護者の仕事と育児の両立が重要な社会的課題である中、保育所に対するニーズは多様化し、保育（教育を含む。以下同じ。）の質の確保・向上が求められ、認可保育所における付加的サービス（付加的保育を含む。以下同じ。）に対するニーズが一定程度存在しているにもかかわらず、認可保育所のみが良質かつ多様な保育サービスの選択肢が限定されている状況といえる。さらに、認可保育所において、付加的サービスが平日に実施されることにより、休日に児童とその家族が共に過ごす時間をより確保できるとの指摘や、保護者の仕事と育児の両立支援につながるとの指摘がある。

こうした状況等を踏まえ、利用者起点に立ち、認可保育所における多様な良質な保育サービスの円滑化の観点から、認可保育所において、上乗せ徴収、直接契約にかかわらず、付加的サービスが真に原則実施可能となるよう、以下の措置を講ずる。

a こども家庭庁は、市町村に対し、認可保育所における付加的サービスの実施に関して、

- ・その内容が体操、体育、スポーツ、ダンス、音楽、絵画、造形、英語、文字、数等（以下「体操等」という。）かどうかにかかわらず、子どもの健全な心身の発達に資する内容であれば、それらに要する費用は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第13条第3項に規定する「特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価」と認められるものであり、公定価格で賄えない費用を賄うために徴収するものであれば、こども家庭庁が公表している、子ども・子育て支援新制度に関する「自治体向けFAQ（よくある質問）（第19.1版）」において例示される「公定価格上の基準を超えた教員の配置」や「平均的な水準を超えた施設整備」といった保育の環境（保育士等の人的環境及び施設等の物的環境）に関するものに限定されるものではなく、市町村との協議を経て、上乗せ徴収により認可保育所を運営する保育事業者の判断で実施可能であること

- ・また、実施する際には、次の①から⑤までの事項に留意する必要があること
  - ①保護者に当該付加的サービスを利用するか否かに関する選択の自由があり、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第13条に定めるとおり、上乗せ徴収に当たっては、あらかじめ、当該徴収する金銭の使途及び額並びに支払を求める理由について保護者に明らかにするとともに、保護者に対して説明を行い、同意を得なければならないこと
  - ②児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）に定める配置基準等や保育所保育指針を遵守すること
  - ③料金設定に当たっては、保護者の経済的負担に配慮すること
  - ④付加的サービスに参加する児童と参加しない児童のそれぞれに適切に対応する必要があること
  - ⑤事故発生時の責任の所在を含め、児童の安全管理を徹底すること
- ・直接契約による場合については、法令上禁止されておらず、付加的サービスの内容が体操等かどうかにかかわらず、保育所保育指針を踏まえた子どもの健全な心身の発達に資する内容であれば、認可保育所を運営する保育事業者の判断で実施することは可能であり、かつ、市町村との協議により承認を得ることは不要であること
- ・また、実施する際には、児童及びその保護者に当該付加的サービスを利用するか否かに関する選択の自由があることや、児童の安全を確保する必要があること等に留意する必要があること

等について明確化し、周知する。

- b こども家庭庁は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条第1項及び第2項の規定に基づき、施設等による報告から都道府県知事による公表までを全国一律でインターネット上で実施するWEBシステムとして、独立行政法人福祉医療機構が運営する「子ども・子育て支援情報公表システム（「ここ de サーチ）」）における施設ごとの付加的サービスの実施状況に関する公表について、引き続き、保育事業者に対して当該情報も含めた入力内容の更新を行うよう市町村を通じて依頼する。

あわせて、全国の市町村において付加的サービスを円滑に実施できるよう、全国の市町村における付加的サービスの実態を把握するため、aの周知に併せて、次の①から⑫までの事項について整理・明確化することを念頭に置いた市町村に対する調査に着手し、当該結果（具体的な実施事例を含む。）を市町村及び保育事業者に対して周知するとともに、こども家庭庁ホームページで公表する。

- ①実施される付加的サービスの内容（体操等、プログラムの内容を含む。）
- ②配置基準を満たした保育体制の確保

- ③児童の安全管理（事故発生時の責任の所在を含む。）
  - ④保育の指導計画への位置付け
  - ⑤実施時間（コアタイム内・外）
  - ⑥保育所職員一人当たりの負担
  - ⑦料金設定（保護者の経済的負担への配慮を含む。）
  - ⑧付加的サービスを利用するか否かに関する保護者の選択の自由
  - ⑨保護者への説明及び同意取得（説明及び同意取得の範囲及び方法を含む。）
  - ⑩付加的サービスに参加しない児童への対応
  - ⑪その他不適切な事由（一定期間において、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の規定に基づく不利益処分（勧告、改善命令、事業停止命令又は施設認可の取消し）又は子ども・子育て支援法の規定に基づく不利益処分（勧告、命令又は確認の取消し）を受けていること等）の有無及び内容
  - ⑫認可保育所における付加的サービスの実施に当たっての市町村の対応（認めること、協議、行政指導等）の有無及び内容
- c. こども家庭庁は、b の調査の結果も踏まえつつ、認可保育所における付加的サービスの実施の要件等の整理・明確化について、更なる検討を行い、結論を得た上で、所要の措置を講ずる。

#### ケ 自家用車活用事業等のモニタリング・検証・評価、タクシー事業者以外の者が行うライドシェア事業に係る法制度を含めた事業の在り方の議論

本年 6 月の「規制改革実施計画」（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）、「経済財政運営と改革の基本方針 2024」（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）においては、「デジタルを活用して、全国の移動の不足の解消への道筋をつけるという観点から、規制改革推進会議における議論を踏まえ、安全を前提に、いわゆるライドシェアを全国で広く利用可能とする。このため、全国の移動の不足の解消に向けて、自家用車活用事業等について、モニタリングを進め、検証を行い、各時点での検証結果の評価を行う。並行して、こうした検証の間、タクシー事業者以外の者が行うライドシェア事業について、内閣府及び国土交通省の論点整理を踏まえ、法制度を含めて事業の在り方の議論を進める。」と規定された。

これに基づいて、国土交通省においては、自家用車活用事業について様々なバージョンアップを行うなどの取組を行ってきており、自家用車活用事業を開始する地域・事業者自体は増加しつつある。また、各地域における流しや無線配車の状況については事業者からデータが得られていないものの、配車アプリに限っては、マッチング率の値は改善している地域も多くみられるなど、一定の進展がみられる。

一方で、内閣府が実施した調査や関連事業者団体からのヒアリングを踏まえると、現時点では、全国において移動の不足が改善しているとの有意な

データは得られておらず、同調査では、特に規模が小さい自治体において、足不足の状況は依然として深刻であることも示されている。これらを踏まえ、利用者目線での検証や、スピード感を持った全国の移動の足不足の解消を進めていく必要がある。

全国の移動の足不足の解消に道筋をつける観点から、内閣府及び国土交通省は以下の措置を講ずる。

**【a, b : 直ちに実施】**

- a 内閣府は、人口減少、少子高齢化等の課題を克服し、地方の活性化につなげるため、また、成長型経済を実現するため、利用者目線を徹底し、必要な改革に取り組む観点から、別紙「自家用車活用事業等のモニタリング及び検証、令和6年12月25日時点の評価」（令和6年12月25日内閣府・国土交通省）（以下「別紙」という。）1.（2）①のアンケート調査との整合性を確保した上で、大都市、中小都市及び観光地など全ての地域において、住民及び内外の観光客が必要時に、円滑な移動が可能か否かを引き続き客観的に把握する。当面、特に、中小都市を中心に、重点調査を行い、検証するとともに、四半期ごとを目処に、足不足の改善状況について、利用者目線で検証結果の評価を行う。
- b 内閣府及び国土交通省は、aの状況及び別紙2.の内閣府及び国土交通省のモニタリング結果の検証を踏まえつつ、デジタルを活用して、全国の移動の足不足の解消への道筋をつけるという観点から、規制改革推進会議における議論を踏まえ、安全を前提に、いわゆるライドシェアを全国で広く利用可能とする。このため、全国の移動の足不足の解消に向けて、自家用車活用事業等について、モニタリングを進め、検証を行い、各時点での検証結果の評価を行う。並行して、こうした検証の間、タクシー事業者以外の者が行うライドシェア事業について、骨太方針等に基づき、内閣府及び国土交通省の論点整理を踏まえ、法制度を含めて事業の在り方の議論を進める。

## Ⅱ. 賃金向上、人手不足対応

### ア 時間単位の年次有給休暇制度の見直し

【令和7年度結論】

#### <基本的考え方>

労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条第4項では、労働者の心身の疲労を回復させ、労働力の維持培養を図ること等のため、まとまった日数の休暇を取得するという年次有給休暇の本来の趣旨を踏まえつつ、仕事と生活の調和を図る観点から、年次有給休暇を有効に活用できるようにすることを目的として、労使協定により、年5日以内に限り、時間単位の年次有給休暇（以下「時間単位年休」という。）を与えることを認めている。この制限によって、まとまった日数の休暇を取得するという年次有給休暇の本来の趣旨が阻害されないようにしている。一方、労働者によっては、治療のための通院や子供の学校行事の参加、家族の介護など労働者の様々な事情に応じて時間単位年休を利用する者も存在し、通院等のために時間単位年休を活用しようとする労働者について、時間単位年休を年5日分使い切っている場合には、1日又は半日単位で年次有給休暇を取得することとなり、結果的に早期に年次有給休暇を全て取得してしまう等の指摘もある。また、子の看護休暇等は法律で保障された労働者の権利であり、時間単位で利用することもできるにもかかわらず、無給の休暇となる場合は取得する分だけ収入が減少することから、時間単位年休のより柔軟な利用を希望する声もある。

このような現状を踏まえ、年次有給休暇の本来の趣旨と、仕事と生活の両立の観点の双方から時間単位年休制度の見直しについて検討する必要がある。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

#### <実施事項>

厚生労働省は、労働者の多様な休暇取得ニーズに応える観点から、年次有給休暇の本来の趣旨である心身の疲労回復等のためにまとまった日数の休暇を取得する機会を引き続き確保することを前提としつつ、年次有給休暇制度の在り方について、時間単位年休制度の活用実態も踏まえ、時間単位年休の上限を、例えば年次有給休暇の付与日数の50%程度に緩和することなどの見直しの要否も含め、労働政策審議会にて検討を開始し結論を得る。その際、労働者の希望する日数及びその理由、活用の実態並びに特別休暇の活用の有無等の実態や、回答者の属性（年齢、性別、業種、階層、家族構成）ごとの傾向も踏まえて検討する。

### イ 高卒就職者に対する求人情報の直接提供・公開時期の前倒し等

これまでの学校斡旋による高卒就職システムでは、求職者である高校生が企業について十分な情報を得づらいことも背景に、求職者と企業 mismatches が起こりやすいとの指摘がある。



令和4年に成人年齢が18歳に引き下げられ、就職活動を行う高校生にとって自己決定権やそのための情報を得る権利は改めて重要なものと認識されている中、高卒就職者がより良いキャリアの実現を目指すことができるよう、高校生自らが必要な企業に関する情報を得て、就職先を主体的に判断できる環境を整える必要がある。

以上の基本的な考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

【a：令和7年度検討、同年度結論を得る、

b：令和7年度措置、

c：aの結論を得次第検討を開始し遅滞なく必要な措置、

d：令和7年度検討、結論を得次第令和8年度以降速やかに措置、

e：令和7年度措置】

- a 厚生労働省及び文部科学省は、厚生労働省が運営する高卒就職情報WEB提供サービス（以下「高卒WEB」という。）において高卒者向けの求人情報が教師及び生徒にのみ開示されている仕組みを変更し、個人情報及び求人企業情報の適切な保護を前提に、広く一般に公開することについて、高等学校就職問題検討会議において検討し、結論を得る。また、その議事概要を都道府県高等学校就職問題検討会議に共有し、同会議の検討の参考となるよう留意する。
- b 文部科学省及び厚生労働省は、求職する生徒にとって高卒WEBが就職先に関する情報収集のための重要な手段となっていることを踏まえ、各学校において生徒が高卒WEBを求人情報の閲覧・検索に積極的に活用できるよう運用することが望ましい旨を各教育委員会等を通じて、各学校に周知する。
- c 厚生労働省は、高等学校就職問題検討会議の結論を踏まえ、求職する生徒又は進路指導を担当する教員が求人情報を円滑に入手することを可能とする観点から、求人企業が公共職業安定所（ハローワーク）に提出する高卒者求人申込みについて、高卒者以外の求人申込みと同様に、民間の職業紹介事業者が求人情報提供サービスに参画できるよう制度及び例えばAPI連携等の情報システムの構築等について検討し、結論を得た上で所要の措置を講ずる。
- d 厚生労働省及び文部科学省は、現状では、7月1日に求人票が公開されることによって、求職する生徒が就職先企業を十分に研究する機会がごく短期間に限定されるとともに、学期末試験等の業務による学校現場の繁忙期において教員の業務負担増ともなっている場合もあることを踏まえつつ、学業生活への影響を最小限にすることを前提に、求人票の公開時期を例えば1～2か月のように前倒しすることについて、高等学校就職問題検討会議において検討し、結論を得次第必要な措置を講ずる。また、その議事概要を都道府県高等学校就職問題検討会議に共有し、同会議の検討の参考とな

るよう留意する。

- e 文部科学省は、一部の高等学校において慣習として実施されている生徒の就職応募前に学校内で行う選考（以下「校内選考」という。）について、高卒就職経験者、求人企業等から、その在り方について、①学校内の選考により希望する企業への応募を行えず職業選択の自由が妨げられている、②学校において優秀と評価される人材は必ずしも企業が採用したい人材と一致するとは限らない、といった指摘があることを踏まえ、求人企業が学校を指定せずに行う求人について校内選考は必ずしも行う必要がない旨を通知等により明確化し、各教育委員会等を通じて各学校へ周知する。

## ウ 1号特定技能外国人とのオンラインによる面談の活用

【令和7年度結論を得次第速やかに措置】

### ＜基本的考え方＞

我が国の深刻化する人手不足に対応するため、特定の産業分野において一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるために創設された在留資格「特定技能」においては、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）（以下「入管法」という。）の規定に基づき、該当する外国人（以下「1号特定技能外国人」という。）と雇用契約を締結する特定技能所属機関に対し、職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援を実施することを求めており、その一環として、支援内容に関する計画（以下「1号特定技能外国人支援計画」という。）を作成の上、同計画に基づき当該1号特定技能外国人等と定期的に対面による面談を実施する必要がある。

当該制度について、特定技能所属機関及び登録支援機関の負担軽減を通じて当該外国人労働者への適切かつ円滑な支援を図る観点から、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和6年6月21日閣議決定）におけるデジタル・ガバメントの強化による公共分野の利便性向上の観点も踏まえ、オンラインによる実施を認めるべきである。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

### ＜実施事項＞

出入国在留管理庁は、1号特定技能外国人支援計画に基づく定期的な面談に係る特定技能所属機関及び登録支援機関の負担を軽減し、当該外国人労働者への適切かつ円滑な支援をより一層促進する観点から、同面談をオンラインにより実施することを可能とすることを検討し、その具体的な方法や留意事項等を明確化した上で、令和7年度中に運用を開始する。

## エ 障害福祉分野における申請・届出等に関する手続負担の軽減

【a：令和6年度措置、

b, c：（前段）令和6年度検討・結論、令和9年度中を目途に措置、

(後段) 令和6年度検討・結論】

- a こども家庭庁及び厚生労働省は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく指定障害児通所支援事業者等、指定障害児入所施設等及び指定障害児相談支援事業者（以下これらを総称して「障害福祉サービス等事業者」という。）の事務負担を軽減し、その生産性向上を図る観点から、障害福祉サービス等事業者が障害者総合支援法及び児童福祉法（その政省令、通知、事務連絡等を含む。）の規定に基づき地方公共団体に対して行う指定申請及び報酬請求（加算届出を含む。以下同じ。）の事務について、こども家庭庁及び厚生労働省が定めた標準様式及び標準添付書類（以下「標準様式等」という。）を用いることとするために必要な法令上の措置を講ずる。
- b こども家庭庁及び厚生労働省は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス及び相談支援並びに児童福祉法に基づく障害児通所支援、障害児入所施設及び障害児相談支援の指定及び報酬請求（加算届出を含む。）に関連する申請・届出について、障害福祉サービス等事業者が全ての地方公共団体に対して所要の申請・届出を簡易に行い得ることとする観点から、障害福祉サービス等事業者及び地方公共団体の意見も踏まえつつ、申請・届出先の地方公共団体を問わず事務を完結し得ることとするため、障害福祉サービス等事業者の選択により、電子的に a の標準様式等を用いて申請・届出を可能とするためのシステム（以下「電子申請・届出システム」という。）の整備について、令和9年度中を目途に実現する方向で検討し、結論を得て、所要の措置を講ずる。あわせて、電子申請・届出システムに加え、事業者台帳管理システムや業務管理体制データ管理システムも併せて共通化した方が、トータルコストの最小化や地方公共団体の負担軽減につながる可能性があるとの国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会からの指摘を踏まえ、共通化することが適当かを検討するものとする。その際、特段の事情があり、当該システムの利用を困難とする地方公共団体については、なお従前の例によることを可能とする。
- また、地方公共団体ごとのシステムの利用の有無については、こども家庭庁及び厚生労働省において公表する方向で検討する。
- c こども家庭庁及び厚生労働省は、標準様式等に関する検討結果を踏まえ、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づく障害福祉サービス等事業者の届出であって、法人関係事項その他の事業所固有の事項以外の事項に関するものについては、届出手続のワンストップ化を令和9年度中を目途に実現する方向で検討し、結論を得て、所要の措置を講ずる。あわせて、電子申請・届出システムに加え、事業者台帳管理システムや業務管理体制デ

一タ管理システムも併せて共通化した方が、トータルコストの最小化や地方公共団体の負担軽減につながる可能性があるとの国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会からの指摘を踏まえ、共通化することが適当かを検討するものとする。その際、特段の事情があり、bのシステムの利用を困難とする地方公共団体については、なお従前の例によることを可能とする。

また、地方公共団体ごとのシステムの利用の有無については、こども家庭庁及び厚生労働省において公表する方向で検討する。

## オ 法定後見制度の課題と見直し

【a, b : 令和8年度までに検討・結論、結論得次第速やかに措置、  
c : 令和10年までに措置、  
d : 令和6年度措置、  
e : 令和7年度上期措置、  
f : 令和7年度結論、結論を得次第速やかに措置、  
g : 直ちに検討・結論後速やかに措置、  
h : 令和7年度措置】

- a 法務省は、法定後見制度について、本人（利用者）の財産管理のみを重視する観点から、①制度を利用する本人の死亡等でしか法定後見を終了できず、一時的な利用ができない、②成年後見人が本人等のニーズを踏まえた対応を適切に行わない場合などでも成年後見人の交代ができないなど、結果的に、本制度の理念の一つである本人の自己決定の尊重が必ずしも十分に図られず、利用者にとって使いにくい制度となっているとの指摘があることを踏まえ、本人の意思に基づく法定後見の終了、本人にとって必要な範囲に限定した一時的な利用及び本人の状況の変化に応じた成年後見人の交代を可能とすることについて検討し、法制審議会での議論を経た上で、所要の措置を講ずる。なお、制度見直し後も、PDCAサイクルを意識し、現場のニーズに応じた適時の制度改善に努める。
- b 法務省は、aの検討に当たり、成年後見人の交代を可能とすることとした場合においては、司法府における自律的判断を尊重しつつ、本人にとって適切な成年後見人の選任が迅速かつ的確に行われるよう、家庭裁判所が、後見制度の利用を検討している者や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートを行う役割等を担うことを目的として市町村が整備・運営する「中核機関」と更なる連携を行うことにより、本人の希望を踏まえた後見人の選任を行うことができるための仕組みの構築について、成年後見制度見直し後の制度を取り巻く環境や関連する諸制度の状況等も踏まえて対応するよう最高裁判所に協力を求める。

- c 法務省は、現状では、書面又は対面で行われている法定後見制度に係る家事事件手続について、司法府における自律的判断を尊重しつつ、利用者の利便性向上を図る観点から、審理の迅速化のための業務改革が図られ、申立書面に記載することが求められている事項をオンラインで入力可能とするほか、法務省と最高裁判所との間の情報連携によって、後見開始申立てなどの際に必要な戸籍謄本などの証明書提出を省略可能とするなど、ユーザーインターフェースに留意したデジタル化が図られるよう環境整備に取り組む。
- d 法務省は、後見・保佐・補助開始申立ての審判手続における本人の陳述聴取の方法について、裁判所のウェブサイトでは、オンラインによることが可能であることについて明確な記載がなく、利用者の心理的負担になっているとの指摘を踏まえ、司法府における自律的判断を尊重しつつ、当該陳述聴取をオンラインによることが可能である旨を裁判所のウェブサイトに記載するよう最高裁判所に協力を求める。
- e 厚生労働省は、市区町村長による後見開始の申立て等（以下「市区町村長申立て」という。）について、「市区町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手続の例示について」（令和3年11月26日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長、老健局認知症施策・地域介護推進課長連名通知。以下「令和3年通知」という。）及び「市区町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手続の例示について」のQ&Aについて」（令和3年11月26日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長、老健局認知症施策・地域介護推進課長連名事務連絡）において、市区町村長申立ての対象者の住所と居所が異なる地方公共団体である場合の申立基準やその参考となる情報を示しているものの、例外的事例である「施設所在地市区町村が本人の状況をよく把握している場合等」の基準が不明確であるため、実際の市区町村間での具体的案件の調整を円滑に行うに足りる記載となっていないとの指摘があることから、令和6年度に同省が実施する市区町村長申立てに係る調査・研究の結果を踏まえ、これまでに調整を要した事例（都道府県及び厚生労働省に相談があった事例を含む。）を、令和3年通知に基づく市区町村長申立ての判断基準となるよう類型化し、市区町村に周知する。
- f 厚生労働省は、「中核機関」について、その名称が地域ごとに異なっており、一般に認知しづらいとの指摘があることを踏まえ、後見制度の更なる利用促進を図る観点から、令和6年6月に立ち上げた「地域共生社会の在り方検討会議」において、その位置付けや名称について法改正を含めて検討し、結論を得次第、所要の措置を講ずる。

- g 厚生労働省は、後見人等から後見制度の相談を受ける中核機関の職員等のために同省が設置する相談窓口「K-ねっと」について、現場の認知が不十分であり、中核機関の職員等に十分に利用されておらず、また、他の地方公共団体や中核機関等が対応した事例や知見が共有されないため、中核機関の職員等の属人的な知見に頼らざるを得ないといった声があることを踏まえ、K-ねっとの認知度や利用状況等を把握した上で、認知度及び利用頻度の向上を図るとともに、あわせて、中核機関の職員等の負担軽減及び業務効率化を図る観点から、K-ねっとの相談対応で蓄積されたノウハウを基に「FAQ」を充実した上で、見つけやすく、また、利用されやすいウェブサイトに変更する。
- h 厚生労働省は、各市区町村が成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第3条第2項に基づき、市民の中から成年後見人等の候補者を育成するために実施する市民後見養成講座（以下「講座」という。）について、講座を受講した市区町村と別の市区町村で市民後見人の登録を受けようとする際、後見人としての適正性の確認などのために再度講座の受講を求められることがあるとの声を踏まえ、特に過疎地域で市民後見人の養成が進むよう、市区町村間で重複するカリキュラムの受講を免除可能としている事例及び講座を再度受講せずに市民後見人の登録を受けられる事例並びに市民後見人の後見人としての適正性の確認の方法について調査を行い、市民後見人の候補者育成に向け市区町村における柔軟かつ効果的な講座の実施のための判断基準となるよう類型化した上で、好事例となるものを周知する。

## カ 自動車保有関係手続のDX

- 【a：令和7年検討開始、令和9年度までに措置、  
b, d：令和7年検討開始、結論を得次第速やかに措置、  
c：(前段) 令和7年検討開始、令和9年度までに措置、  
(後段) 令和7年検討開始、令和10年度までに措置】
- a 国土交通省は、自動車所有者や自動車販売事業者の自動車売買等における手続負担の軽減を図るため、同省等が運営する自動車保有関係手続のワンストップサービス（以下「自動車OSS」という。）を利用した場合には、譲渡証明書及び使用者の住所を証するに足りる書面の運輸支局への提出に替えて、マイナンバーカードを用いた公的個人認証等を活用することにより、手続のデジタル完結を可能にする。
- b 警察庁及び国土交通省は、自動車所有者や自動車販売事業者等の自動車売買等における利便性向上を図るため、①自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）に基づく自動車の保管場所証明の交付

申請、及び②道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）に基づく自動車の登録等の手続について、自動車 O S S での申請時に②の申請に必要な書類全てが揃わずとも、①の申請をオンライン上で先行して行うニーズがあることを踏まえ、自動車 O S S において同ニーズを実現可能とする方向で検討し、必要な措置を講ずる。

- c 国土交通省は、自動車所有者の相続人の手続負担の軽減を図るため、現状では運輸支局における対面での申請に限られる相続による移転登録について、自動車 O S S の対象手続に加え、手続のデジタル完結を可能とする。あわせて、軽自動車の自動車検査証の変更記録についても、申請者の手続負担軽減の観点から、軽自動車保有関係手続のワンストップサービスの対象手続に加える。
- d 国土交通省は、自動車所有者や自動車販売事業者等の負担となっているとの指摘のある自動車の封印制度について、警察庁の協力も得ながら、その費用対効果や、諸外国の状況も参考に、封印の効果を担保しつつ、デジタル技術を活用した仕組みなど封印制度を代替する措置も念頭に、見直しを行う。なお、封印制度見直しの結果を得るまでの間においても、封印の取付けの委託範囲の見直しなど、自動車所有者や自動車販売事業者等の利便性向上及び負担軽減のための所要の措置を講ずる。

#### キ 地球温暖化対策報告の項目等に係る統一

【令和 6 年度調査、令和 7 年度措置】

環境省は、地方公共団体が区域内の事業者に対し、年間の温室効果ガス排出量やその抑制措置等を記載した報告書等の作成・提出を求めるに当たり、地方公共団体ごとに報告項目・基準、様式等が異なることにより、事業者の負担となっている現状を踏まえ、地方公共団体が報告を求める項目等を調査した上で、大規模事業者や電気事業者等これらの報告を求められる事業者の態様に応じた標準的な報告の項目等を整理し、地方公共団体が地域の特性等に照らして必要がある場合にはその判断によって独自の項目を設けることを妨げないよう配慮しつつ、地方公共団体に対して前記の標準的な報告の項目等を参照・利用するよう協力を要請等することにより、事業者の報告の項目等に係る統一性が保たれるよう措置を講ずる。

#### ク ロボット農機の公道走行制度化(圃場間移動等を通じた地域での活用)(再掲)

高齢化及び生産年齢人口の減少が更に進み、今後 20 年間で基幹的農業従事者が 75%減少することが見込まれる中、ロボット農機（ロボット技術を組み込んで製造され、農作業に用いることを目的に使用者が遠隔監視しながら無人で自動走行する車両系の農業機械をいう。以下同じ。）の早期の社会実装は、農業の省人化、生産性向上に不可欠である。このため、現在、圃場内等に限っ

て走行が可能とされているロボット農機について、農道や公道でも走行を可能とするため、以下の措置を講ずる。

【a：令和6年度以降継続的に措置、

b：令和6年度措置、

c：令和6年度措置、

d（前段）：令和7年度措置、（後段）：令和8年上期措置】

- a 農林水産省は、その実施したロボット農機の実証事業の結果を踏まえ、「農業機械の自動走行に関する安全性確保ガイドライン」（平成29年3月31日農林水産省生産局長通知）について、公道走行の実現を見据えた改定を行うとともに、警察庁及び国土交通省の求めに応じ、実証事業の結果の報告その他b、c、dのために必要となる協力を行う。
- b 国土交通省は、ロボット農機の公道走行が可能となるよう、必要に応じて、関係事業者等にヒアリングを行った上で、自動運行装置を備えることができる自動車として大型特殊自動車及び小型特殊自動車を追加する旨の「道路運送車両の保安基準」（昭和26年運輸省令第67号）の改正その他所要の措置を講ずる。
- c 警察庁は、「自動運転の公道実証実験に係る道路使用許可基準」等により、警察署長の道路使用許可を得て公道実証実験が可能となっていることについて、関係者に周知するとともに、農業の生産性向上の要請にも最大限配慮しつつ、交通の安全と円滑を両立する公道実証実験が可能となるよう適切な道路使用許可の運用を行うことについて、都道府県警察を指導する。
- d 警察庁は、ロボット農機が自動車に該当する場合には、bの措置を前提として都道府県公安委員会の特定自動運行の許可を得て、また、遠隔操作型小型車に該当する場合には都道府県公安委員会への届出を行うことにより、圃場間移動及び格納庫から圃場までの公道移動を含む公道での走行が可能であることを明確化するとともに、農業の生産性向上の要請にも最大限配慮する観点から、圃場間移動については、交通量が極めて少ないことが一般的である農道の短時間での横断等にとどまる場合があることを踏まえ、農家等が、地域においてロボット農機を最小限の負担で円滑に活用できる制度の運用を確保する。



### Ⅲ. 投資大国

#### ア 医療等データの利活用法制等の整備

【a～e：令和7年結論、結論を得次第速やかに措置】

我が国において、医療・ケアや医学研究、創薬・医療機器開発などに医療等データ（電子カルテ、介護記録等に含まれるデータ、死亡情報その他の個人の出生から死亡までのデータであって診療や介護等に一般的に有用と考えられるデータをいう。以下同じ。）を円滑に利活用することを通じて、国民の健康増進、より質の高い医療・ケア、医療の技術革新（医学研究、医薬品開発等）、医療資源の最適配分、社会保障制度の持続性確保（医療費の適正化等）、次の感染症危機への対応力の強化などにつなげていくことが極めて重要である。

このため、令和5年6月の規制改革実施計画等に基づき、厚生労働省及び個人情報保護委員会は、医療等データに関する特別法の制定や、個人情報保護法の制度・運用の見直しの必要性を含め、今後とも、所要の検討を行っていくことを前提として、まずは、厚生労働省は、EU等の動向を踏まえた本人の同意のみに依存しない適切なプライバシー保護を前提としつつ、一定の仮名化を行った医療・ケアや医学研究、創薬・医療機器開発などに資する医療等データを研究者、企業等が二次利用（医療等データを医学研究その他の当該医療等データによって識別される特定の個人のみを対象としない目的で利用することをいう。以下同じ。）に用いること（以下「特定二次利用」という。）を、必ずしも患者等本人の同意がなくとも行うことを可能とし、大量の医療等データを対象とする円滑な特定二次利用を実現するため、以下の措置を講ずる。

- a 厚生労働省（医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律（平成29年法律第28号。以下「次世代医療基盤法」という。）に関するものは、内閣府、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省）は、以下に掲げる厚生労働大臣等が保有する医療・介護関係のデータベース（以下「公的DB」という。）及びそれらに格納される原データ（以下「公的データ」という。）、そして、次世代医療基盤法に基づく認定作成事業者が保有するデータベース（以下「認定DB」という。）について、以下の事項を含め、仮名化情報の利用・提供並びに他の公的DBの仮名化情報及び認定DBとの連結解析を可能とするため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）を始めとする公的DB及び認定DBの根拠法の改正法案の令和7年通常国会への提出等について検討し、結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。
  - ・公的データについて、その仮名化情報の利用・提供に当たってその必要性等に関して適切な審査を行うとともに、bにより厚生労働大臣、利用者等が遵守すべき保護措置等を定めた上で、仮名化情報の利用・提供を可能とすること。

- ・bにより、公的データの仮名化情報と、その他の公的DB等の仮名化情報（後述の電子カルテ情報DB及び自治体検診DBの仮名化情報、認定DBの仮名加工医療情報を含む。）との連結解析を可能とすること。

#### <公的DB>

- ・高齢者医療確保法に基づく匿名医療保険等関連情報データベース（NDB）
- ・介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく匿名介護保険等関連情報データベース（介護DB）
- ・健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく匿名診療等関連情報データベース（DPCDB）
- ・予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく予防接種等関連情報データベース（予防接種DB）
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく障害福祉サービスデータベース（障害福祉DB）
- ・がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号。以下「がん登録推進法」という。）に基づく全国がん登録データベース（全国がん登録DB）
- ・難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）に基づく指定難病患者データベース（難病DB）
- ・児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病児童等データベース（小慢DB）
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく匿名感染症関連情報データベース（iDB）
- ・今後構築予定の電子カルテ情報共有サービスのデータベース（電子カルテ情報DB）
- ・今後構築予定の自治体検診情報データベース（自治体検診DB）

#### <認定DB>

- ・次世代医療基盤法の認定事業者のデータベース
- b 厚生労働省は、以下の事項を含め、公的DBの仮名化情報の利用・提供及び連結解析を可能とする際の適切な保護措置及び各公的DBの管理・運用方法を定める。
- ・仮名化情報の利用・提供を行う公的DBへのデータ格納時（顕名でデータを格納することとされているデータベースにおいては、申請に対する仮名化情報の提供時に、それだけで本人の特定が可能となる氏名等の情報を削除するなどの措置を講じ、当該公的DBについては、個人情報保護法上、個人情報の保有主体である行政機関の長等に求められる水準と同等の安全管理、不適正利用の禁止、職員の義務等の措置を講ずること。
  - ・現在の匿名化情報について定めている基準と同等の「相当の公益性がある

場合」(令和5年6月の規制改革実施計画を受け見直されたNDBデータの利用の要件と同様に、製薬企業等による医薬品や医療機器の創出又は改善に資する調査、研究又は開発(製薬企業を含む民間事業者等による医薬品安全性調査、市販後の有害事象のエビデンス収集等の研究を含む。)に利用する場合を含む。)に利用・提供を認めることとし、「特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行う」場合は利用・提供を行わないこととするとともに、情報の加工基準や審査基準を定めたガイドラインを整備した上で、仮名化情報の利用・提供に際しては、仮名化情報の利用目的・内容に応じて利用の必要性・リスクに関する審査を行うこと。

- ・クラウド環境(今後構築するクラウド型の情報連携基盤を活用したVisiting解析環境を含む。以下同じ。)での利用を基本とし、差別など本人の不利益となるような不適切利用を防止するため、ログの活用等により利用者のデータの利用状況を日常的に監視・監督を行うこと。また、仮名化情報の記憶媒体を介した提供を可能とするかどうかについては、その必要性や要件を検討し、明確化すること。匿名化情報と同様、照合禁止やデータ消去、安全管理措置、不正利用の際の罰則等を求めることに加え、匿名化情報より厳格な管理を担保するため、厚生労働大臣による利用者に対する措置要求の義務や、利用者に対する従業者の監督の義務、罰則等を上乗せで設けること。
- c 厚生労働省は、公的DB等に研究者、企業等がリモートアクセス(国が指定する特定の施設に限定せず、研究者等の自宅や研究室等からセキュリティレベルを保ったまま仮名化情報等を格納するシステムにアクセスし、分析・集計を行うことができるアクセス方式をいう。以下同じ。)し、一元的で安全であるのみならず迅速かつ円滑に利用・解析を行うことができるクラウド環境の情報連携基盤を構築し、内閣府、文部科学省及び経済産業省等と連携しながら、その利用を推進する。その構築の際、当該情報連携基盤に求められる機能・要件やその設計等については、医療・介護データ等解析基盤(HIC: Healthcare Intelligence Cloud)との関係性を整理しつつ、以下の事項を実現する方向で検討する。
  - ・情報連携基盤上で操作可能な情報の範囲に解析を補助するデータ(利用者が持ち込むものを含む。)を含むこと。
  - ・適切な情報セキュリティを確保しつつ、解析ソフトウェアの持込みを可能とすること。
  - ・円滑な利用・提供が可能となるよう、データ及び利用者の規模に応じたクラウド環境に必要なクラウド環境(高性能計算向け汎用ベクトル・行列演算プロセッサ(GPU: Graphics Processing Unit)、ストレージ等)の整備を行うこと。
- d 厚生労働省は、審査の適正性及び利用者の利便性の観点を考慮しつつ、

利用申請・審査の手順、様式、書類、基準等の統一を行うことを含め、公的DBの仮名化情報の利用申請の受付、利用目的等の審査等を一元的に行う体制等を整備する。その際、当該審査体制等の整備等については、令和5年6月の規制改革実施計画等に基づくNDBデータの利用申請・審査体制等と原則同様に、以下の事項を実現する方向で検討する。

- ・公的DBの仮名化情報の利用・提供に関する審査基準を含む、ガイドラインを策定すること。その際、公的DBの根拠法令の規定の適用に当たって、公的DBごとに、当該審査及び利用・提供する仮名化情報の内容及び程度を同等の水準とすること。加えて、研究者、企業等が公的DBの仮名化情報を利用する場合を含め研究等を行うに当たっては、探索・試行的なデータ解析を行うことが通常であることに留意すること。また、公的DBの仮名化情報の利用による研究等を基礎とする場合であっても、公の秩序、善良の風俗又は公衆の衛生を害するおそれがない限り、特許を受けることが可能であることを明確化すること。
- ・臨床研究、人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号。以下「医学系倫理指針」という。）の適用関係について必要な整理を行った上で、審査委員会の構成を、医学系倫理指針の倫理審査委員会の構成要件を満たすもの等とした上で審査を行い、各研究機関での倫理審査委員会の審査は不要とすること。
- ・利用申請から利用者が実際に公的DBの仮名化情報の利用を開始し得るまでに要する期間について、研究者、企業等のニーズを踏まえた上で、その研究目的に応じ、データ連携・加工等が必要な場合は、原則数か月程度（利用者側の都合に要した期間は除く。）とすることとし、解析用に事前処理したデータセットが必要な場合は、データ連携・加工等が必要な場合よりも可能な限り短期間での提供を可能とすること。
- ・一つの研究等に対する個別限定的な契約だけでなく、同一目的（例えば、ある領域の治療薬開発）上の複数の研究（その実施時期が異なるもの）に利用することが同一契約で実施できる包括的な利用契約形態を導入すること。
- ・提供申出（変更申出を含む。以下同じ。）に係る手数料（基本利用料（審議や実地監査等に係る費用）、調整業務料（提供するデータの内容の調整事務に係る費用）、データ料（データベースの運用及びデータ抽出に係る費用）、クラウド環境利用料（クラウド環境の構築及び提供に係る費用））については、提供申出ごとに積算される実費制のほか、事前に手数料の概算を把握できる制度（一定期間ごとに定額で積算される定額制等）を導入すること。
- ・審査の透明性の確保の観点から、審査委員会による審査の結果は定期的に

公表すること。

- e 厚生労働省は、特にがん研究の分野における予後情報に関しては、患者に実施された治療効果の評価等のために患者の生存期間及び死因を把握することが重要であることを踏まえ、効果的ながん予防、がん医療及びがんとの共生に関する検討並びに政策を促進する観点から、がん登録推進法第20条の規定により提供される情報（生存確認情報）につき、その提供を受けた病院等からの第三者提供を認めるに当たって求める一定の加工について、以下の事項を実現する方向で検討する。
- ・ 診断日等から最終生存確認日又は死亡日までの日数については、提供先においても把握可能とすること。
  - ・ 死因情報について、がんによる死亡である場合はその旨を、また、がんによる死亡以外の場合はその機微性を十分考慮した上で、その情報を、提供先においても把握可能とすること。

## イ 政府が調達するクラウドサービスにおけるスタートアップ等の参入促進（セキュリティ評価制度（ISMAP）等の見直し）

【a～d, g：令和7年度措置、  
e, f：令和6年度措置】

- a 内閣官房（内閣サイバーセキュリティセンター）、デジタル庁、総務省及び経済産業省は、政府が求めるセキュリティ要求を満たしているクラウドサービスを予め評価・登録することにより、政府が調達するクラウドサービスにおけるセキュリティ水準の確保を図り、政府機関等におけるクラウドサービスの円滑な導入を目的とする、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（以下「ISMAP」という。）について、ISMAP監査機関リストに登録されている監査機関（以下「監査機関」という。）が実施する監査に係る項目が約1,200項目と多数に上ることによって、クラウドサービス事業者（以下「事業者」という。）によるISMAP登録・更新申請に係る監査費用（以下「監査費用」という。）が高額となり、登録までの期間も長期化しているとの指摘を踏まえ、必要なサイバーセキュリティ水準の確保を前提に、スタートアップ等の事業者の監査負担を軽減し、参入促進等を図る観点から、政府機関等にとって特に必要な管理基準を明確化するとともに、国際標準化機構（ISO）/国際電気標準会議（IEC）27000シリーズ等、他の認証制度を取得している場合には、該当の認証制度を活用し、監査項目を削減するなど、監査負担を軽減する方向で、「ISMAP管理基準」（令和2年6月3日ISMAP運営委員会）等を改訂する。
- b 経済産業省は、内閣官房、デジタル庁及び総務省と連携し、クラウドサービスに対する監査を行う監査機関が少ない（令和6年11月末現在で5法人）結果、監査費用が高額となっているなどの指摘があることを踏まえ、スタ

ートアップ等の事業者の負担軽減を図るため、監査機関への登録要件を検証し、監査法人の新規参入を促すとともに、登録に必要な監査機関の資格要件を見直し監査法人以外の法人も参入可能とする方向で、「ISMAP監査機関登録規則」（令和2年6月3日ISMAP運営委員会）を改定する。あわせて、監査機関への新規参入が進むことで監査の品質が低下しないよう、監査を実施する際の標準的な手続を定めた「ISMAP標準監査手続」（令和2年6月3日ISMAP運営委員会）の理解促進のための監査機関向けマニュアルを作成するなど、必要な措置を講ずる。

- c 内閣官房は、デジタル庁、総務省及び経済産業省と連携し、クラウドサービスの登録審査を行うISMAP運営委員会について、その委員名が非公表であり、また、議事録が要旨のみの公表である結果、事業者が当該委員会の意思決定プロセスや審査における具体的な指摘事項を必ずしも明確に把握できず、新規申請時の効率的で適切な申請方法などのノウハウが蓄積されにくいとの指摘を踏まえ、事業者が円滑にISMAPを取得できるよう、次の措置を講ずる。
- ・「ISMAP運営委員会に関する基本方針」（令和2年5月25日内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター・デジタル庁・総務省・経済産業省）を改定し、ISMAP運営委員会の委員名及び議事録を内閣サイバーセキュリティセンターのウェブサイトにおいて公開する。なお、議事録の公開に当たっては、審査を受ける事業者に不利益が生じないように、当該事業者のプライバシーに配慮する。
  - ・事業者向けの既存の「ISMAP管理基準ガイドブック」（令和6年5月13日ISMAP運用支援機関ISMAP制度所管省庁）の改定やISMAPポータル「FAQ」を充実させる。
- d 内閣官房は、デジタル庁、総務省及び経済産業省と連携し、ISMAP制度を所管する各省庁の役割が対外的に不明確であり、新規参入を検討する事業者から適切な相談先が分からないとの声を踏まえ、相談事項ごとに適正な相談先が分かり易くなるよう、各省庁の役割をISMAPポータルや総合窓口サイトなどのウェブサイトで公表する。
- e デジタル庁は、内閣官房、総務省及び経済産業省と連携し、ISMAPの枠組みのうち、低リスクの業務・情報の処理に用いるSaaS（Software as a Service）サービスを対象とする仕組みであるISMAP-LIU（以下「LIU」という。）が事業者に対し、LIUへの登録申請前に、新たにSaaSサービス導入を計画する政府機関等から業務・情報の影響度評価（SaaSサービス上で取り扱う業務や情報に対し、セキュリティ上の影響評価）結果の入手を求めていることについて、当該手続は、セキュリティリスクが低い情報を取り扱うサービスを対象とするLIUのみで求められるものであり、ISMAPより登録までの工程が多く、結果として、事業者

にとって負担になっているとの指摘を踏まえ、スタートアップ等の事業者の負担軽減を図るため、政府機関等からの業務・情報の影響度評価結果の登録申請時の入手を不要とする方向で、「ISMAPP-LIUクラウドサービス登録規則」（令和4年11月1日ISMAPP運営委員会）を改定する。あわせて、スタートアップ等の事業者からISMAPPとLIUの双方がSaaSサービスを対象としており、LIUに登録するメリットが不明確であるとの指摘があることを踏まえ、SaaSサービスを提供する事業者がISMAPPを取得する場合とLIUを取得する場合のメリットを明確にし、デジタル庁のウェブサイトに掲載するとともに、スタートアップ等の事業者の参入が進むよう、LIUの対象業務を拡大する方向で、「ISMAPP-LIUにおける業務・情報の影響度評価ガイダンス」（令和4年11月1日NISC・デジタル庁・総務省・経済産業省）を改定する。

- f 内閣官房、デジタル庁、総務省及び経済産業省は、ISMAPP等の新規申請事業者が登録に当たって、計画的にISMAPP等の申請を行えるよう、a～eを含め、ISMAPP制度改善に向けた取組の工程表を速やかに作成する。なお、改善の状況を見ながら継続的に制度及びその運用の改善を行う。
- g デジタル庁は、IaaS（Infrastructure as a Service）、PaaS（Platform as a Service）などのクラウドサービスを組み合わせて構築したマルチクラウド構成は、ベンダーロックイン（ソフトウェアの機能改修等、情報システムを使い続けるために必要な作業を、それを導入した事業者以外が実施することができないために、特定のシステムベンダーを利用し続けなくてはならない状態のこと。）対策が期待できるとされているが、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの適切な利用に係る基本方針」（令和4年12月28日デジタル社会推進会議幹事会決定）において、実質的に禁止されていると誤認しうる不明瞭な記載があるため、マルチクラウド構成が優位であっても提案を躊躇するとの声を踏まえ、事業者の意見、諸外国の状況及び最新技術の動向を参考にしつつ、IaaSやPaaSなどにおいてマルチクラウド構成の使用が可能であることを同方針に明記する。

## ウ 無人航空機（ドローン）の更なる活用・普及に向けた環境整備

【a：令和6年度措置、

b：令和7年度以降継続的に措置】

- a 国土交通省は、ドローンによる物資輸送（災害時も含む。）を効率化し、社会実装を加速する観点から、昨今のAIその他の技術進歩を踏まえ、ドローンの多数機同時運航（一人の操縦者による複数のドローンの同時運航をいう。以下同じ。）を現行航空法（昭和27年法律第231号）の体系下で実現するための具体的な要件（飛行可能な機体数、機体の機能及び性能、運航

事業者に求められる体制、操縦者に求められる技能等) について、安全運航の確保と幅広い事業者の参入による社会実装の推進とのバランスに考慮しつつ、新技術の導入状況を加味した検討を行い、所要のガイドライン等を策定する。

- b 国土交通省は、①高度な自動操縦やシステムでの常時監視を前提とした本格的な多数機同時運航のルール (a で掲げる事項の更新のほか、事故時の責任制度、運航時における A I による人・障害物等の自動検知の推進を含む。) の整備、②小型無人機に係る環境整備に向けた官民協議会で示された「空の産業革命に向けたロードマップ」に規定される多種の機体が混在する飛行場所の空域を指定し飛行前から飛行後まで一貫した交通管理を行う U T Mステップ 3 の早期導入、について、今後のドローンの社会実装や技術開発等の状況も踏まえつつ、関係者とスケジュールを検討し、当該内容に沿って所要の措置を講ずる。

## エ バーチャルオンリー株主総会の活用に向けた環境整備

【a : 令和 6 年度検討、同年度中に法制審議会への諮問等を行い、  
速やかに結論を得て措置、

b : 令和 7 年度検討開始、速やかに結論を得て措置】

- a 法務省は、産業競争力強化法 (平成 25 年法律第 98 号) において同法の確認を受けた株式会社に対して会社法 (平成 17 年法律第 86 号) の特例として認められている、場所の定めのない株主総会 (以下「バーチャルオンリー株主総会」という。) について、当該確認の有無にかかわらず、その開催を容易にし、デジタル技術を活用して、地方など遠隔の居住者を含む株主が出席しやすい株主総会を実現するため、以下の各事項を含む会社法の改正を検討し、法制審議会への諮問等を行い、結論を得次第、法案を国会に提出する。

- ①バーチャルオンリー株主総会が株式会社との対話の機会を充実させる制度であること、また、株主総会の招集に必要な事項の決定は現行会社法において取締役 (会) の権限とされていることを踏まえ、バーチャルオンリー株主総会の開催に際し産業競争力強化法で必須とされる経済産業大臣及び法務大臣の確認並びに定款の定めを不要とする。
- ②株主総会の開催時間中に通信障害が発生した際における株主総会決議の有効性を懸念する意見があることを踏まえ、通信回線やオンライン会議に関するソフトウェアの障害などの当該株主総会を開催した株式会社の責めに帰すことが適切ではない通信障害により、株主が議事を十分に視聴できなかつたり、議決権を適時に行使できなかつた場合であっても、当該株主総会の決議の効力が影響を受けないよう、例えば、株式会社の故意又は重大な過失によって通信障害が生じた場合に限り、株主総会決議の



取消事由とするなどの規定を設ける（以下「セーフハーバールール」という。）。

- ③バーチャルオンリー株主総会は悪意を持って議事進行に支障を生じさせようとする者にとっても複数の株主総会への同時出席を可能とするため、より多くの株主総会において議事進行の妨害が発生することが危惧されるという意見があることを踏まえ、例えば、株主による濫用的な質問権の行使や動議の提出による議事進行の妨害を防止するため、株主総会当日の、株主による議案の提出を制限したり、株主からの質問に対する取締役の説明義務を免除したりできるなどの規定を設ける。
- b 法務省は、上記 a②③の検討に際し、株式会社が講ずべき通信障害対策、議事進行を妨害する株主に対して議長が執り得る措置等、バーチャルオンリー株主総会の実施に当たり論点となる事項についての解釈を明確化するため、会社法の改正とあわせ、必要に応じて産業競争力強化法に基づくバーチャルオンリー株主総会を所管する経済産業省と連携しつつ、所要の措置を講ずる。

## オ バーチャルオンリー社債権者集会の実現

【令和6年度検討、同年度中に法制審議会への諮問等を行い、  
速やかに結論を得て措置】

法務省は、現行法上では開催が認められていない場所の定めのない社債権者集会（以下「バーチャルオンリー社債権者集会」という。）について、その実施が可能となるよう、以下の各事項を含む会社法等の改正を検討し、法制審議会への諮問等を行い、結論を得次第、所要の法案を国会に提出する。

- ①会社法改正前に募集された社債についても、会社法改正後に募集された社債との間でバーチャルオンリー社債権者集会の開催のしやすさに差異が生じないように、会社法改正後に求められるバーチャルオンリー社債権者集会の実施を可能とするための要件（例：社債の募集事項への記載）を満たしたものと扱うための規定又は経過措置を設ける。
- ②通信回線やソフトウェアの障害などの会社の責めに帰すことが適切ではない通信障害により、社債権者が議事を十分に視聴できなかつたり、議決権を適時に行使できなかった場合であっても社債権者集会の決議に係る裁判所の認可が得られるよう、バーチャルオンリー株主総会におけるセーフハーバールールを参考として必要な規定を設ける。
- ③社債権者であることの証明を書面で行うこととしている、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）について、社債権者集会において議決権を行使するための証明に書面が要求されるため、社債権者集会の電子化、効率化の妨げとなっているとの意見があることを踏まえ、電磁的方法による証明など簡易・迅速な方法で社債権者であることの証明が可能となるよ

う、金融庁とも連携し、同法の改正を検討し、結論を得次第、法案を国会に提出する。

#### カ 従業員等に対する株式報酬の無償交付を可能とする会社法の見直し

【引き続き検討し、令和6年度中に法制審議会への諮問等を行い、  
速やかに結論を得て措置】

法務省は、令和6年6月の規制改革実施計画に基づき、従業員及び子会社役職員（以下「従業員等」という。）に対する株式の無償交付が可能となるよう、以下の各事項を含む会社法の改正を検討し、法制審議会への諮問等を行い、結論を得次第、法案を国会に提出する。

- ①従業員等に株式の無償交付を可能とする際の既存株主への配慮に関して、  
（i）当該交付は経営判断の範疇と整理し得るとの指摘に加え、（ii）特に公開会社においては募集株式の発行は取締役会の決議で可能とされていること、  
（iii）従業員等の労働意欲の向上その他の効果が得られると考えられるのであれば、会社側が適正な便益を受領しているものと評価することができ有利発行とはならないとの指摘を踏まえ、株主総会決議を不要とする。
- ②子会社役職員を株式の無償交付の対象とするに当たっては、子会社役職員であっても当該子会社の企業価値向上を通じて親会社の企業価値向上に貢献しており、親会社に対して便益を提供している一方で、完全子会社の役職員のみを制度の対象とした場合、子会社において他社の出資を受け入れて新規事業を行うときや、外国法人が現地法人を完全子会社化することができない法制度を採用している国において制度を利用できなくなるため、法改正の意義が失われるとの指摘を踏まえ、完全子会社以外の子会社役職員に対しても株式の無償交付を可能とする。

#### キ 株式対価M&Aの活性化に向けた会社法の見直し

【引き続き検討し、令和6年度中に法制審議会への諮問等を行い、  
速やかに結論を得て措置】

法務省は、令和6年6月の規制改革実施計画に基づき、以下の内容等の株式対価M&Aの活性化に向けた会社法の改正を検討し、法制審議会への諮問等を行い、結論を得次第、法案を国会に提出する。

- ①株式交付を外国会社の買収にも利用可能とするに当たっては、外国会社を日本の株式会社に相当する会社のみとすると対象となる会社が限定され、会社法改正の意義が減殺されるとの指摘を踏まえ、外国会社の定義について、株式会社に加え、米国のLLCなどの持分会社やこれに類似する会社も含まれるものとする。あわせて、日本においても、株式の譲渡に当たり会社の承諾を必要とする株式会社であっても株式交付の対象とされており、持分の譲渡に当たり他の社員の承諾を必要とする持分会社を対象としても支障は生じな

いと指摘を踏まえ、合同会社を株式交付の対象とする。

- ②株式交付が、現行法上、組織法上の行為として一度の制度利用で買収会社が買収対象会社を子会社化する場合のみの利用に限られている点について、(i)単に親子会社関係を新たに創設する場合のみを組織法上の行為と位置付けるのではなく、組織法上の行為に位置付けられる行為が有する性質に着目してその対象となる範囲を決すべきであること、(ii)株式交付が会社法上、組織法上の行為に位置付けられる理由は、株式交付における買収対象会社に関する情報を開示して、株式交付をする株式会社の株主総会決議を経ている点にあるとの指摘を踏まえ、当該決議を経る子会社株式の追加取得も株式交付の対象とする。
- ③株式交付の承認のための買収会社における株主総会決議に関して、買収対象会社の株主に交付する株式と現金の合計が買収会社の純資産額の5分の1を超えないときに株主総会を不要とする現行法の規定について、株式と現金を組み合わせた混合対価によるM&Aの活性化のため手続の簡素化を求める意見を踏まえ、買収会社における株主総会決議の要否は、買収対象会社の株主に交付する株式のみによって判定を行うものとする。

## ク 賃金のデジタル払いの社会実装促進によるキャッシュレス決済の拡大

【a, b : 令和6年度措置、

c : 令和7年上期に検討開始、結論を得次第速やかに措置】

- a 厚生労働省は、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号。以下「労基法施行規則」という。）に基づく資金移動業者の口座への賃金支払い制度（賃金のデジタル払い）について、令和6年11月末日時点で申請中の資金移動業者に対して年度内に速やかに指定を行うことができるよう適切な助言等を行う。
- b 厚生労働省は、今後の指定審査を迅速に行う観点から、例えば、賃金デジタル払いの口座の上限超過時又は資金移動業者の破綻時に上限超過額又は保証機関による弁済額を受け入れるための口座（以下「指定代替口座」という。）の有効性を事業者が確認する頻度について、事業者のシステムやサービス内容も踏まえつつ半年から1年程度の合理的な期間ごとであれば指定要件を満たすこと等を明確化する。また、標準処理期間（2か月程度）に含まれない相談による時間も含めて合理的に事業者が手続に要する時間を予見できるよう、指定プロセス全体を明確化する。
- c 厚生労働省は、令和5年6月の規制改革実施計画で「制度施行から2年経過後を目途に、制度利用状況を基に、必要十分な要件の在り方を含めた課題の有無の検証を開始する」とされていることを踏まえ、金融庁と連携し、労働者の賃金の安全性・確実性を担保しつつ賃金のデジタル払いの社会実装を実効的に促進する観点から、以下の各事項の見直しの要否を含め検討

し、結論を得次第、必要な措置を行う。

#### ①資金移動業者の破綻時の資産保全要件

金融審議会「資金決済制度等に関するワーキング・グループ」にて議論されている、資金移動業者の破綻時における利用者資金の返還方法の多様化が実現した場合、資金決済に関する法律（平成 21 年法律第 59 号）上の資産保全方法において保証会社等による労働者に対する直接返還が可能となり、資金移動業者の破綻時に労働者への迅速な資金返還が担保されることを踏まえ、資産保全要件の廃止又は大幅な緩和を行うこと。その際、破綻時に 6 営業日以内に労働者に弁済するとの要件についても、併せて見直しを行うこと。

#### ②指定代替口座の必置要件

外国人を含む銀行口座を持たない労働者であっても賃金デジタル払いの対象とするため、当該労働者の利益を適切に代弁する者の意見を十分に踏まえ、指定代替口座については預貯金口座等に限定するとの要件を見直し、例えば当該外国人が本国に有する銀行口座への送金、A T Mによる返還等の代替的手法を認めること。

#### ③その他の要件

労基法施行規則が定める資金移動業者が技術的能力・社会的信用を有しているか否かの判断において、個人情報取り扱いに係る第三者機関による認証（プライバシーマーク）を求めないこと、また、賃金デジタル払いの口座からの現金での払出方法においては 1 円単位での払出要件を廃止し、例えば紙幣単位での払い出しを認めること。

## ケ 大容量の水素ガス運搬トレーラの国内導入

【引き続き検討を進め、事業者による技術的検証については令和 8 年度着手し、結論を得次第速やかに措置】

経済産業省は、水素ガスを効率的に運搬できる環境の整備に向けて、安全の確保を前提に、大容量の水素ガスを運搬できるトレーラを導入するため、MEGC（Multiple Element Gas Container。多数の水素ガス容器が高密度でコンテナ内に収納され、かつコンテナ内の一定数の水素ガス容器が連結されて一つの元弁を共有しているものをいう。）の利用の実現に向けて、高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）における取扱い（容器の使用期限・再検査期間、遮断弁及び安全弁の在り方等）について、事業者が実施する安全性に関する技術的検証と欧州等の海外動向・規格の情報の整理を踏まえ、容器保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 50 号）において規定されている既存の容器区分に係る例示基準の追加や新たな容器区分の整備も含めて検討し、結論を得次第、所要の措置を講ずる。

## コ 可搬式水素ガス容器への圧縮水素の充填に係るルール整備

【令和7年度検討開始、結論を得次第速やかに措置】

経済産業省は、安全の確保を前提に、船舶における燃料用の容器としての利用など、可搬式水素ガス容器を利用する事業が国内で適切に展開できる環境の整備に向けて、一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）第6条又は第7条の3に基づく技術基準を満たす水素出荷設備や圧縮水素スタンドにおいて、可搬式水素ガス容器に圧縮水素を充填する場合に必要な設備構成、充填方法、保安管理体制等の要件について検討し、所要のルール整備を図る。その際、許認可取得についての事業者の予見可能性を高める観点から、令和6年6月の規制改革実施計画の「地方公共団体に対する申請等に関するローカルルールの縮減」（Ⅱ1.（4）5）を踏まえ、高圧ガス保安法の解釈や取扱いに係る地方公共団体間における運用の整合化を図る観点にも留意する。

## サ 造船所岸壁等に設置される船舶用水素スタンドに関する技術基準の策定

【引き続き検討を進め、令和8年度検討に着手し、結論を得次第速やかに措置】

経済産業省は、安全の確保を前提に、船舶における水素利用の普及に資するべく、船舶に搭載された燃料用水素ガス容器（燃料用として船舶に固定されたものをいう。）への充填を目的として造船所岸壁等の沿岸に設置される船舶用水素スタンド（船舶を岸壁に着岸させ、陸側からホース等を用いて水素を充填する設備をいう。）について、安全確保に必要な技術基準に関する検討を行った上で、その結論を踏まえて必要な技術基準を示す。その際、FCV向けの圧縮水素スタンド（一般高圧ガス保安規則第7条の3に基づく圧縮水素スタンドという。）に係る技術基準との整合性に留意するとともに、実証目的で沿岸等に既に設置されてきた水素スタンド（同規則第6条に基づく水素出荷設備をいう。）の安全確保の実績を広く踏まえるものとする。なお、船舶用水素スタンドは、一般的に、①公道に面しておらず、関係者以外が無断で立ち入ることはできないこと、②公道や住宅から十分に離れていること、③遠隔監視型のセルフ充填は想定されていないこと、という特徴を考慮する。

## シ 舢（はしけ）における船舶用水素スタンドに関する技術基準の策定

【a, b：調査は令和7年度措置、所要の措置は令和8年度措置】

- a 国土交通省は、水素を燃料とする船舶の商用化を図る観点から、洋上に設置される船舶用水素スタンド（舢（はしけ）の上に設置され、当該舢上で燃料用水素ガス容器に水素を充填又は舢から他の船舶にホース等を用いて水素を充填する設備をいう。）を利用できるよう、危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和32年運輸省令第30号）に規定される損傷範囲において一定の水素スタンドの設備を配置することが禁止されるか否かなど細部の禁止事項が明確化されていないという指摘を踏まえ、最新の科学的知見にも基づ

き、艇の上における水素ガスの充填・輸送・貯蔵に係る安全基準策定等のための調査を実施し、新たな安全基準の策定を含め所要の措置を講ずる。

- b 国土交通省は、水素を燃料とする船舶の商用化を図る観点から、洋上に設置される船舶用水素スタンドを利用できるよう、船舶内においては高压ガスの充填が原則禁止され、地方運輸局長の許可を得た場合に限り禁止が解除されるが、艇の上で燃料用水素ガス容器に水素を充填する行為が当該許可の対象か否かが明確ではないとの指摘を踏まえ、艇の上における水素ガスの充填に係る安全基準策定等のための調査を実施し、艇の上で燃料用水素ガス容器に水素を充填する行為を地方運輸局長が許可する際の審査項目を整理・明確化する。その際、許可を得た者は、必ずしも一度の充填のみに限られず、継続的な充填が可能であることを明確化するとともに、水素充填方法については燃料用水素ガス容器の交換方式と艇から船舶へのホース充填方式が併用できる場合についても併せて明確化する。

## ス 船舶の燃料用水素ガス容器に関する技術基準の策定

【a：令和7年度措置、

b：引き続き検討を進め、令和9年度結論、結論を得次第速やかに措置】

- a 国土交通省は、現状では、「水素燃料電池船の安全ガイドライン」（令和3年8月国土交通省海事局）において、船舶の燃料用水素ガス容器について容器表面温度40℃以下に維持することを求めているが、水素ガス容器を船舶の燃料用として利用する場合には、高压ガス保安法における一般複合容器や圧縮水素自動車燃料装置用容器などに係る規定及びその運用を参考に、船舶で使用する場合の状況を考慮して同様の扱いとすることが可能であるか検証を行った上で、関連基準等の所要の見直しを行う。
- b 経済産業省及び国土交通省は、水素ガス容器が船舶の燃料用として利用される場合について、国内における具体的なニーズを把握しつつ、安全の確保を前提に、国際的な規格に基づく製品の利用の円滑化のために、所要の措置を講ずる。

## セ 船舶の燃料用水素ガス容器の検査

【措置済】

国土交通省は、複数の法令の適用に係る関連当局との都度の協議コストの低減や定期検査に伴う不要なコスト抑制を通じて、水素船舶の商用化を加速する観点から、船舶の燃料用水素ガス容器（燃料用として船舶に固定されたものをいう。）の定期検査について、船舶安全法（昭和8年法律第11号）に基づく船舶の定期検査において容器の検査を行うことで足りることを明確化する。

## IV. 防災・減災

### ア 災害時等におけるキッチンカーによる迅速なサービスの提供

【a：令和6年度措置、

b：①・②令和7年度措置】

- a 厚生労働省は、災害時にキッチンカーによる食事の提供が迅速に行われるよう、都道府県等の対応の実態を把握した上で、キッチンカー事業者等が行政から委託を受けて炊き出しを行う場合等、災害時の炊き出しによる食事の提供について、営業行為に当たらず都道府県知事等の許可を必要としない場合の考え方を明確化する。
- b 災害時にかかわらず、キッチンカーについては、複数の都道府県等の区域を越えて営業を行う際、原則、それぞれの管轄区域ごとに営業許可を取得することが必要となっており、事業者の負担が生じていることを踏まえ、厚生労働省は、複数の都道府県間等の区域を越えた広域での営業を行い得る環境整備に向けて、次の①及び②の措置を講ずる。
- ①異なる都道府県等の調整により、キッチンカー事業者が単一の営業許可によって都道府県等の区域を越える営業が可能となる「食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政省令の制定について」（令和元年12月27日 生食発1227第2号 厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知。以下「令和元年通知」という。）に基づく仕組みを実効性のあるものとするため、複数の都道府県間等の区域を越えて営業を行うことを可能としている都道府県等の事例について、都道府県等の間で調整すべき内容（例えば監視指導の方法、違反判明時の通報体制、行政処分の取扱い及び情報共有事項等）を具体的に記載した上で周知し、横展開を図る。
- ②都道府県等による上記①の取組を後押しする観点から、令和元年通知を経ても残存するキッチンカーの施設基準に関する地域的差異が見直されるよう、都道府県等が公衆衛生の観点で定める施設基準等について、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）別表第19及び第20（第66条の7関係）で定める施設基準から乖離している場合、具体例を提示し、都道府県等がその必要性及び合理性を十分検討し、所要の見直しを行えるよう周知する。

### イ 未登記建物の解消（がれき撤去等の迅速化）

【令和7年度検討開始、結論を得次第速やかに措置】

法務省は、不動産登記法（平成16年法律第123号）第47条によって建築時の建物表題登記が義務づけられているにもかかわらず当該登記が存在しない未登記建物について、登記されていれば、災害発生時の初動対応等に求められる家屋所有者等の確認等がより円滑に進むことを踏まえ、まずは、固定

資産課税台帳の提供について地方公共団体の協力が得られる地域を対象として未登記建物の実態調査を行った上で、その結果に基づき、建物の職権表題登記を行うことの困難性、モラルハザードの発生や未登記建物の存在による地域への社会的・経済的悪影響にも配慮しながら、事案に応じて必要な場合は、過料を賦課する手続を行いつつ、氏名・住所などを把握した範囲で登記簿上にその旨を明記するなど未登記建物の解消に資する方策について制度の見直しも含めて検討し、結論を得次第、所要の措置を講ずる。なお、災害時の復旧・復興対応により必要がある場合には、公費解体・撤去を迅速に実施できるよう、被災地の未登記建物の状況を実態調査結果とあわせて速やかに当該地方公共団体に提供することとする。

#### ウ 膨大な所有者不明土地等の有効活用（農地集約、工場建設等）（再掲）

不動産登記簿上の所有者（以下「登記名義人」という。）の死亡や取引時の登記未了により、現所有者の氏名又は名称やそれらの所在が直ちに確認できない土地（以下「所有者不明土地」という。）が国土の約4分の1に上るとの調査も存在し、市街地の活用、農地の集約による農業の生産性向上、道路整備、医療・社会福祉施設や教育文化施設など各種の都市施設、工場等の建設・拡張、災害復興などのため、これら所有者不明土地を利用しようとしても、当該利用希望者は登記名義人の相続人など現所有者を住民票・戸籍等から探索する必要があり、多くの時間を要するため、土地の流動性を著しく下げていること、地域産業活性化の支障となっていることを踏まえ、以下の措置を講ずる。

【a：令和6年度措置、b：令和7年度検討開始、結論を得次第速やかに措置、  
c, e：令和7年度結論、結論を得次第速やかに措置、  
d：令和7年度以降継続的に措置】

- a 法務省は、長期相続登記等未了土地解消事業（所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）第44条に規定するもの。以下「解消事業」という。）について、その要件である「起業者その他の公共の利益となる事業」には、国・地方公共団体や独立行政法人・地方独立行政法人等が実施する事業以外であっても、法律上の根拠がある事業、すなわち法律にその事業が直接に規定されていなくても、条例、補助金交付要綱等を含む公的な根拠がある事業であり、公共性の高いものが該当することから、民間事業者からの要望をより受け入れやすくするよう、例えば、①国や地方公共団体の補助金・助成金等を受けて民間事業者が実施する一定の事業（半導体その他の国又は地方公共団体等が支援を行う工場の建設・拡張、市街地の活用、道路整備、都市施設等の建設・拡張等）、②公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）、特定非営利活動促進法（平成10年3月25日法律第7号）に基づいて法人が実施する公益事業、③耕作放棄地を活用しようとする事業、農林水



産業のための事業又は地域の農地を集約し農業の生産性を向上させようとする事業等が、条例、補助金交付要綱等を含む公的な根拠があり、公共性が認められる事業であれば、「起業者その他の公共の利益となる事業」に該当し得ることを明確化し、周知する。あわせて、解消事業に選定されるための法務局に対する所有者探索の申出に当たっては、国又は地方公共団体からの申出による方法のみではなく、①～③それぞれの実施主体から補助金交付決定その他公益性を確認できる事実を証する資料提出等とともに、直接申し出ることでも足りることとする。

- b 法務省は、解消事業の対象が所有権の登記名義人の死亡後 10 年以上経過している場合に限定されていることを踏まえ、国・地方公共団体や独立行政法人・地方独立行政法人等が実施する事業及び、a①～③に該当するものに関し、死亡後の経過年数が 10 年未満の土地であっても公共の利益となる事業の実施を円滑化する方策について、限られた予算・人員を効率的・効果的に活用する観点にも留意しつつ、制度の見直しも含めて検討し、結論を得次第、所要の措置を講ずる。
- c 法務省は、戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）第 10 条の 2 第 3 項の士業者が顧客から依頼を受けて、職務として、不動産の所有者やその所在地の探索を行う場合において、必要な戸籍証明書等を当該地方公共団体に対して、当該地方公共団体窓口に行くことなくオンラインでの請求を可能とすることにより、交付を迅速に受けることが可能となるため、他の行政手続における対応も参考に不正請求の防止策を含めて新たなシステム構築の支援等、具体的検討を行い、結論を得次第、市区町村及び士業者団体と連携して、所要の措置を講ずる。
- d 法務省は、所有者不明土地を早期に解消する観点から、相続登記の義務化や手続の簡素化・合理化等所管する制度の効果分析・評価を行う。また、効果分析・評価の結果を踏まえ、必要に応じて、所管する制度の見直しを行う。
- e 法務省は、現所有者の氏名又は名称やその所在が直ちに確認できない所有者不明建物について、建物は土地と異なり、一般的に取壊しや老朽化により滅失するものとされている一方で、構造によっては長寿命化しており、現に、国内の住宅総数に占める空き家数が上昇している、との指摘を踏まえ、解消事業や c, d の対象として、限られた予算・人員を効率的・効果的に活用する観点にも留意しつつ、耐用年数の長い建物や長期間空き家状態が続いている建物で、優先度の高い所有者不明建物についても適用することを検討し、結論を得次第、所要の措置を講ずる。

## エ 地域におけるオンライン診療の更なる普及及び円滑化（再掲）

- 【a：令和6年度検討開始、法令上の措置施行までに結論、  
結論を得次第速やかに措置、  
b：令和6年度検討開始、aの法令上の措置施行までに結論、  
結論を得次第速やかに措置、  
c：令和7年度検討・結論・措置、  
d：令和7年度開始、令和9年度まで継続的に措置】

我が国におけるオンライン診療は、医師、患者双方にとって、対面診療（外来診療、入院診療及び在宅診療）とは異なる新たな診療形態の選択肢として、医事法制の解釈運用により、機動的かつ柔軟にその実施が図られてきた。他方、例えば、人口減少、高齢化、医師不足等を背景に医療提供体制の維持に苦慮している地域や、働く人々の受診可能な時間と医療機関の開院時間のミスマッチが生じている地域、災害の発生した地域等、多種多様な現場がある中においては、現行の医事法制の解釈運用では限界があることなどを踏まえ、医事法制にオンライン診療を位置付け、その運用基準等を明確化することなどが必要である。その際、オンライン診療が現場の医師、患者双方の合意の下で医療の安全性を確保しつつ実施されることを前提として、現行の解釈運用に至った経緯や現場の運用実態を十分踏まえつつ、実際に現場のオンライン診療の取組が普及及び円滑化し、患者に恩恵がもたらされるよう、課題解決を図ることが重要である。

上記を踏まえ、地域におけるオンライン診療の更なる普及及び円滑化のため、患者・利用者本位の立場から、以下の措置を講ずる。

- a 厚生労働省は、例えば、オンライン診療専用車両等（オンライン診療専用ブースを含む。以下同じ。）の活用において、現行の医事法制の解釈運用では、診療の回数・場所の制限や事前届出等の手続負担があるなどの指摘を踏まえ、オンライン診療専用車両等の活用を円滑化し、適切な活用の推進を図るため、以下の事項を含め、医事法制上の位置付けの明確化並びに解釈運用の更なる明確化及び見直しについて検討し、所要の措置を講ずる。
- ・「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（平成30年3月（令和5年3月一部改訂）、厚生労働省。以下「オンライン診療指針」という。）等、現行の解釈運用のうちオンライン診療の更なる普及のために必要なものを制度化すること。具体的には、医療法（昭和23年法律第205号）にオンライン診療の総体的な規定（オンライン診療の定義、オンライン診療を行う医療機関の届出義務、オンライン診療を行う際に遵守する基準（以下「オンライン診療基準」という。）、医療機関の管理者が講ずべき措置に関する実施基準、特定オンライン診療受診施設の定義、特定オンライン診療受診施設の設置者の届出義務、特定オンライン診療受診施設の運営者、オンライン診療を行う医療機関の管理者の特定オンライン診療受

診施設の運営者に対するオンライン診療基準への適合性の確認義務等に関する規定) を設けること。

- 現行のオンライン診療指針におけるオンライン診療の提供及び提供体制に関する事項については、既存法制との整合性を図りつつ、同内容を医療法令に規定するとともに、オンライン診療指針の在り方について整理し、明確化等を行うこと。その際、①現行のオンライン診療指針上、患者が看護師等という場合のオンライン診療（以下「D to P with N」という。）において診療の補助行為を行うことは可能とされていること、②オンライン診療専用車両を活用する際にD to P with Nの形でも行われること、③特に離島や山間地などの医療アクセスが限られた地域等の患者に必要な医療を提供する観点から、特定オンライン診療受診施設において、看護師等による診療の補助行為を可能とするべきとの指摘があること等を踏まえ、特定オンライン診療受診施設における看護師等による診療の補助行為の実施可否の検討（実施可能な診療の補助行為の内容についての検討を含む。）を行うこと。また、急変時の体制確保において事前に関係医療機関との合意を行うことについては、少なくとも現行のオンライン診療指針と同様に、離島など、急変時の対応を速やかに行うことが困難となると想定される場合とすること。
- 特定オンライン診療受診施設について、「保険医療機関及び保険医療養担当規則」（昭和32年厚生省令第15号）及び「保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則」（昭和32年厚生省令第16号）との関係について整理し、明確にすること。
- 特定オンライン診療受診施設の届出事項について、例えば、診療する医師名、診療時間などの過度な届出事項はオンライン診療専用車両等の機動的な活用の制約となるとの指摘があることを踏まえ、連携する医療機関名などの必要最低限のものとする。
- 特定オンライン診療受診施設の届出様式及び必要書類について、不適切なローカルルールを防止し、事務手続の負担軽減を図る観点から、合理的な標準様式及び必要書類（以下「標準様式等」という。）を作成し、全国一律で当該標準様式等を用いて手続等を行うこととするための所要の措置を講ずること。
- 特定オンライン診療受診施設においては、オンライン診療の実施の責任はオンライン診療を行う医療機関の医師が負うものであり、特定オンライン診療受診施設の開設者及び運営者は、いわばオンライン診療を受診する場所を提供する又は管理する立場に過ぎないことから、医療機関又は医療従事者であること等の要件を設定しないこと。
- 特定オンライン診療受診施設の運営者については、当該施設に常駐する必要はなく、遠隔での運営・管理を可能とする必要があり、当該業務に専

任する必要はなく、複数の当該施設等の運営・管理業務等の兼務を可能とする必要があるなどの指摘があることを踏まえ、当該施設の性質に鑑み、当該施設における常駐の要否、遠隔での運営・管理の可否、当該業務の専任の要否、兼務の可否等について明確にすること。

- ・特定オンライン診療受診施設の構造基準等について、現行のオンライン診療指針も踏まえ、プライバシー保護、衛生管理、情報セキュリティを含む良好な通信環境の確保等の必要最低限の要件とすること。
- ・特定オンライン診療受診施設の開設者及び運営者に対する設置届出先の都道府県からの指導監督の具体的な基準及び内容について、患者の安全確保やオンライン診療及びオンライン診療受診の円滑化といった趣旨を踏まえ、明確にすること。

b 厚生労働省は、オンライン診療のための医師非常駐の診療所を開設可能とする旨の医療法の運用(令和6年1月16日厚生労働省医政局総務課長通知)における診療所の開設基準及び医療法(その政省令、通知、事務連絡等を含む。)における「居宅等」の解釈について不明確な場合があるとの指摘があることを踏まえ、オンライン診療専用車両等の活用を円滑にするため、以下の事項を含め、解釈運用の更なる明確化及び見直しについて検討し、結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。

- ・オンライン診療のための医師非常駐の診療所の開設基準について、面積基準は不要であることを明らかにした上で、その開設の届出様式及び必要書類について、不適切なローカルルールを防止し、事務手続の負担軽減を図る観点から、合理的な標準様式等を示すこと。

c 厚生労働省は、オンライン診療に係る診療報酬上の評価について、以下の指摘があることを踏まえ、明確化や見直しの要否を検討し、必要に応じて所要の措置を講ずる。

- ・現行のオンライン診療指針上、D to P with Nにおいて医師の指示による点滴、注射、血液検査、尿検査等の診療の補助行為を看護師等が行うことは可能とされているが、当該補助行為に係る診療報酬の算定方法に不明確な部分がある。
- ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料については、関連学会の指針においてオンライン診療での疾病管理の有効性・安全性を担保するために、診断、症状の改善及びC P A P (持続的気道陽圧) の使用状況の確認ができるまでは対面診療を実施することとされていることを踏まえ、オンライン診療を行う場合であっても、対面診療を併せて実施することを前提とした算定要件となっており、外来栄養食事指導料については対面とオンラインを組み合わせた指導計画策定が算定要件とされている。一方でこれらの算定要件は、オンライン診療の特性を十分に活かした活用が進まない一因となっている。

- d 厚生労働省は、オンライン診療は、巡回診療やオンライン診療のための医師非常駐の診療所などの現行法の解釈運用に加え、特定オンライン診療受診施設としての運用も可能となり、地域における多種多様なニーズに応える選択肢が増える一方、いずれの運用が適しているのかが必ずしも明確ではないことから、全国で実施されている事例を収集分析した上で、各制度運用に適した活用を具体的に示すことが必要との指摘があることを踏まえ、各制度運用の活用実態を継続的に情報収集し、具体的な事例を公表するなど、オンライン診療に関する情報発信・環境整備を行う。その際、診療所、自宅、職場、介護事業所、学校、オンライン診療専用車両、公民館、郵便局、交通施設（駅構内を含む。）等、具体的な場所の類型ごとの適した活用を具体的に示すこととする。

## オ 無人航空機（ドローン）の更なる活用・普及に向けた環境整備（再掲）

【a：令和6年度措置、

b：令和7年度以降継続的に措置】

- a 国土交通省は、ドローンによる物資輸送（災害時も含む。）を効率化し、社会実装を加速する観点から、昨今のAIその他の技術進歩を踏まえ、ドローンの多数機同時運航（一人の操縦者による複数のドローンの同時運航をいう。以下同じ。）を現行航空法（昭和27年法律第231号）の体系下で実現するための具体的な要件（飛行可能な機体数、機体の機能及び性能、運航事業者に求められる体制、操縦者に求められる技能等）について、安全運航の確保と幅広い事業者の参入による社会実装の推進とのバランスに考慮しつつ、新技術の導入状況を加味した検討を行い、所要のガイドライン等を策定する。
- b 国土交通省は、①高度な自動操縦やシステムでの常時監視を前提とした本格的な多数機同時運航のルール（aで掲げる事項の更新のほか、事故時の責任制度、運航時におけるAIによる人・障害物等の自動検知の推進を含む。）の整備、②小型無人機に係る環境整備に向けた官民協議会で示された「空の産業革命に向けたロードマップ」に規定される多種の機体が混在する飛行場所の空域を指定し飛行前から飛行後まで一貫した交通管理を行うUTMステップ3の早期導入、について、今後のドローンの社会実装や技術開発等の状況も踏まえつつ、関係者とスケジュールを検討し、当該内容に沿って所要の措置を講ずる。

自家用車活用事業等のモニタリング及び検証、令和6年12月25日時点の評価

令和6年12月25日  
内閣府・国土交通省

## 1. モニタリング実施内容

### (1) 国土交通省

#### ① モニタリング項目

ア 自家用車活用事業について、営業区域ごとの許可事業者数、登録ドライバー増加人数、稼働台数、運行回数、1台1時間あたりの運行回数、運行開始以降令和6年12月1日までの間週単位で、特別区・武三交通圏、京浜交通圏、名古屋交通圏、京都市域交通圏、札幌交通圏、仙台市、県南中央交通圏(埼玉)、千葉交通圏、大阪市域交通圏、神戸市域交通圏、広島交通圏及び福岡交通圏の配車アプリのマッチング率を、運行開始以降毎日・毎時単位で公表。

イ 自家用有償旅客運送制度について、運用改善後の導入状況を公表。

#### ② 自家用車活用事業等のバージョンアップ

ア 以下のバージョンアップを実施。

- ・雨天時における供給車両数・時間帯の拡充
- ・酷暑時における供給車両数・時間帯の拡充
- ・イベント時における供給車両数・時間帯の拡充
- ・災害時・復旧復興時における活用
- ・配車アプリが普及していない地域での導入
- ・貨客混載の導入
- ・協議運賃の導入
- ・大都市部以外の地域における供給車両数・時間帯の拡充
- ・マッチング率の算定方法の改善について

イ 以下のバージョンアップについて、検討を実施。

- ・新たなダイナミックプライシングなど運賃・料金の多様化
- ・タクシー以外の交通事業者(バス、鉄道等)の参入

ウ 以下のバージョンアップについては、一部稼働実績等を公表。

- ・雨天時における供給車両数・時間帯の拡充(営業区域ごとの稼働日数、運行回数、全体の稼働台数の合計を公表)
- ・酷暑時における供給車両数・時間帯の拡充(営業区域ごとの稼働日数、運行回数、全体の稼働台数の合計を公表)

- ・イベント時における供給車両数・時間帯の拡充(営業区域ごとの運行主体、申出主体、運行時間帯、運行回数)

## (2)内閣府

### ① アンケート調査

生活者、旅行者の移動の実態や、ホテル・旅館、飲食店を取り巻く実態を把握するため、内閣府において調査を実施。

#### ア 生活者

##### a 対象地域

- ・大規模団体(人口100万人以上)11団体
- ・中規模団体(20万人以上100万人未満)50団体
- ・小規模団体(5万人以上20万人未満)150団体
- ・東京23区 23団体

##### b 有効回答数

4,000件(大規模団体900件、中規模団体1300件、小規模団体1300件、東京23区500件)

##### c 調査期間

令和6年11月11日(月)～11月15日(金)

##### d 調査方法

インターネットによるモニターアンケート調査を民間調査会社に委託

#### イ 旅行者

##### a 対象地域

47都道府県(宿泊旅行統計調査(令和5年1月～12月)の都道府県別宿泊者数に基づく分布に応じた形で調査。)

##### b 有効回答数

4,168件

##### c 調査期間

令和6年11月8日(金)～11月10日(日)

##### d 調査方法

インターネットによるモニターアンケート調査を民間調査会社に委託

#### ウ ホテル・旅館

##### a 対象地域

全国(事業者関係団体の会員が存在していない地域を除く。)

##### b 有効回答数

303件※12月9日時点

##### c 調査期間

令和6年11月28日(木)～12月11日(水)※集計・分析は12月9日時点

##### d 調査方法

- 事業者関係団体からメール等にて案内し、各事業者がwebアンケートに回答
- エ 飲食店
- a 対象地域  
全国(事業者関係団体の会員が存在していない地域を除く。)
  - b 有効回答数  
271件※12月9日時点
  - c 調査期間  
令和6年11月28日(木)～12月11日(水)※集計・分析は12月9日時点
  - d 調査方法  
事業者関係団体からメール等にて案内し、各事業者がwebアンケートに回答

## ② 関係者ヒアリング

以下のとおり関係者に対するヒアリングを実施。

- ア 第17回地域産業活性化ワーキング・グループ(令和6年7月29日)
  - ・モビリティプラットフォーム事業者協議会(自家用車活用事業に関する実務上の課題)
- イ 第18回地域産業活性化ワーキング・グループ(令和6年8月29日)
  - ・モビリティプラットフォーム事業者協議会(移動の足不足に関する調査結果(暫定値))
- ウ 第3回地域産業活性化ワーキング・グループ(令和6年12月13日)
  - ・一般社団法人 日本旅館協会(地方における交通事情について)
  - ・一般社団法人 日本秘湯を守る会(移動の足の実態)
  - ・全国飲食業生活衛生同業組合連合会(飲食店営業における移動の足不足の解消に対する要望)
  - ・一般社団法人 ナイトタイムエコノミー推進協議会(意見書)
  - ・別府市(新たな移動手段の柔軟な仕組みの構築について)

## ③ 地域産業活性化WGでの議論

以下のとおりワーキング・グループを開催し、議論を実施。

- ア 第17回地域産業活性化ワーキング・グループ(令和6年7月29日)
  - ・自家用車活用事業等のモニタリング・検証・評価について
  - ・自家用車活用事業等のバージョンアップについて
  - ・法制度を含む事業の在り方に係る今後の進め方について
- イ 第18回地域産業活性化ワーキング・グループ(令和6年8月29日)
  - ・移動の足不足に関する調査結果(暫定値)及びサブワーキング・グループにおける議論の状況について(報告)
- ウ 第3回地域産業活性化ワーキング・グループ(令和6年12月13日)



- ・移動の足不足の解消状況について(自家用車活用事業等に関する国土交通省の取組、関係者からのヒアリング、内閣府調査の報告)
- ・中間答申について

## **2. モニタリング結果の検証**

モニタリング結果の検証については、別添1、2のとおりである。

## **3. 令和6年12月25日時点での評価**

国土交通省において各種取組がなされており、一部の地域において配車アプリ利用者について足不足解消に向けた進展がみられるが、コロナ禍や運転者不足等により生じている全国の移動の足不足の解消は緒に就いたばかりであり、対応すべき様々な課題は依然として存在していることから、今後、全国の移動の足不足の解消に向けて、更にスピード感を持って取組を進めていく必要がある。

以上

## 自家用車活用事業等のモニタリング結果の検証

令和6年12月25日

国土交通省

## (1) タクシー及び日本版ライドシェアの配車アプリによるマッチング率

国土交通省では、配車アプリによるタクシー・日本版ライドシェアの配車依頼件数に対する承諾件数、いわゆる「マッチング率」を毎週集計し、公表しているところ。日本版ライドシェア導入前の令和5年と導入後の令和6年4月以降のマッチング率を月ごとに比較すると、約8割～9割の時間帯でマッチング率が改善している。

(比較月:マッチング率が改善した時間帯)

- ・4月:88%
- ・5月:89%
- ・6月:89%
- ・7月:77%
- ・8月:85%
- ・9月:85%
- ・10月:83%
- ・11月:83%

## (2) 国土交通省「交通空白」解消本部における取組

全国各地で、タクシー、乗合タクシー、日本版ライドシェアや公共ライドシェア等を地域住民や来訪者が使えないといった「交通空白」の解消に向けて早急に対応していくため、令和6年7月17日に、国土交通大臣を本部長とする国土交通省「交通空白」解消本部を設置した。同本部のもと、「地域の足」や「観光の足」の確保に向け、日本版・公共ライドシェアの取組に未着手の自治体への伴走支援や、自治体とタクシー事業者等との橋渡しなど、自治体・交通事業者とともに、「交通空白」の解消に向けた取組を進めてきたところ。その取組の状況は以下のとおり。

## ① 「地域の足」確保に向けた取組状況

本部の設置以降、全国10か所の運輸局・運輸支局により、603の首長等への訪問、1318の自治体での事業者への橋渡し(課題認識の共有の場の設定など)、26の都道府県との連携した取組(運輸局と都道府県共催の説明会の実施等)など、自治体や交通事業者のトップから現場担当レベルまで重層的な伴走支援が行われた。その結果、第1回本部の開催時点(令和6年7月17日)で622団体だった「交通空白」等の自治体は、第2回本部の開催時点(令和6年9月4日)で

324団体に減少し、第3回本部の開催時点(令和6年12月11日)では24団体に減少したところ。

② 「観光の足」確保に向けた取組状況

地方運輸局等において、交通事業者、地方自治体、DMO等への訪問や聞き取りを実施。第3回本部時点で250箇所(2025年12月11日時点)の主要交通結節点において、「交通空白」に係る課題があることを把握。それぞれの交通結節点において取組が進展。

(主要交通結節点250箇所における取組内容)

- ・公共／日本版ライドシェア:127箇所
- ・乗合タクシー:19箇所
- ・タクシー等の利用環境改善:41箇所
- ・観光客向け周遊バス・シャトルバス等:25箇所
- ・その他モビリティ:38箇所

③ 日本版ライドシェアの許可・運行開始済地域がある都道府県数

- ・第1回本部(令和6年7月17日)時点:21都道府県
- ・第2回本部(令和6年9月4日)時点:22都道府県
- ・第3回本部(令和6年12月11日)時点:47都道府県

④ 公共ライドシェアの導入状況・効果

- ・直近10年間の新規導入は平均約22主体だが、令和5年12月末の運用改善以降、平均を大きく上回るペースで、約11か月で57主体で導入
- ・「活力ある地方を創る首長の会」の会員を対象に、全国自治体ライドシェア連絡協議会(全自連)が令和6年12月に実施したアンケート結果によれば、公共・日本版ライドシェアの制度改善について、6割を超える自治体が有効と評価

⑤ 「交通空白」解消・官民連携プラットフォームの設置

令和6年11月、自治体・交通事業者等と様々な資源・技術・サービスを持つ企業群の幅広い連携により、官民の総力をあげて、「交通空白」解消に向けた実効性かつ持続可能性のある取組を全国規模で推進すべく、「交通空白」解消・官民連携プラットフォームを設置。

## 自家用車活用事業等のモニタリング結果の検証

令和6年12月25日  
内閣府

## (1) アンケート調査

## ① 生活者

生活者については、団体規模(自治体規模)にかかわらず、6～7人に1人の割合で3か月以内に移動に困った経験があると回答。団体規模別にみると、小規模団体ほど、困った経験がある人のうち、その回数が多い人の割合が多くなっている。また、3か月前と比べ、移動の不足に関する状況は特に変わっていないと回答している人は約8割存在している。不足が改善した場合に、これまで以上にやりたいこと/やってみたいことがあると回答した者は約8割存在している。

## ② 旅行者

旅行者については、4～5人に1人の割合で旅行時に移動に困った経験があると回答。また、タクシーを手配しようとした人のうち、約7割が何らか手配に困った経験があると回答している。今後、スマホ等で簡単に手配できる移動サービスが新たに提供された場合、旅先での移動のしやすさが改善されると思う者の割合は約5割存在している。

## ③ ホテル・旅館

ホテル・旅館については、利用客からのタクシー手配依頼に対して、タクシーの確保に困難を生じたことがあるとの回答が約8割5分であり、困難が生じる頻度についても、10回のうち1～2回以上と答える者の割合は約8割5分存在している。タクシー手配のしやすさは、昨年と比べ悪化と回答した者が約5割存在している。

## ④ 飲食店

飲食店については、利用客からのタクシー手配依頼に対して、タクシーの確保に困難を生じたことがあるとの回答が約7割であり、困難が生じる頻度についても、10回のうち1～2回以上と答える者の割合は約9割存在している。タクシー手配のしやすさは、昨年と比べ悪化と回答した者が約4割存在している。

## (2) 関係者ヒアリング

ホテル・旅館については、交通事情の改善がみられず、周遊観光やインバウンド客受入れに支障が生ずるほか、公共交通機関の利用のみでは不便な施設については移動の不足は死活問題との指摘もあった。飲食店については、来店客への利便性が損なわれるとともに来店客の大幅な減少につながるほか、帰路

の移動の足が確保できず長時間滞在する利用客に対応するため従業員の人件費が増加することや、利用客が早い時間帯に帰宅することによる売上逸失等といった問題の指摘があった。

また、事業者団体によるアンケート調査(中間報告)においては、以下の調査結果の報告があった。コンビニの25%、飲食店の79%が客に頼まれたタクシーを手配できなかったことがあると回答している。宿泊施設の85%が宿泊客からタクシー手配を頼まれた時に手配できなかったことがあると回答し、35%はタクシーが手配できず宿泊客からクレームを受けたことがあると答えた。また、今後タクシーが手配できない状況は悪化すると見込む宿泊施設は約7割に上っている。大学生では、過去3か月で移動に困った経験をした学生は74%におよんだ。